

全 部

第1節 風水害に強いまちづくり**第1 基本方針**

町は、将来の気候変動の影響等外部環境の変化や、地域の特性に配慮しつつ、交通・通信施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等風水害に強い町土を形成し、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等風水害に強いまちづくりを推進する。

また、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクとるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

さらに、気候変動による水害リスクの増大に備えるため、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に治水に取り組む社会を構築する必要があることから、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）が協働して流域全体で行う治水「流域治水」へ転換し、被害の軽減に努める。

第2 計画の内容**1 風水害に強い町土づくり**

- (1) 町は、総合的、広域的な計画の作成に際して、暴風、竜巻、豪雨、洪水、地すべり、土石流、崖崩れ等による風水害から町土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。
- (2) 町は、基幹的な交通・通信施設等の整備に当たって、代替路を確保するための道路ネットワークの充実を含む風水害に対する安全性の確保に努める。
- (3) 町は、住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努める。
- (4) 町は、風水害に強い町土の形成を図るため、治山・治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道等の事業を総合的、計画的に推進する。
- (5) 町は、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。
- (6) 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

2 風水害に強いまちづくり

人口の密集化、危険地域への居住地の拡大、及びライフライン等への依存度の増大により風水害の及ぼす被害は多様化しており、風水害に強いまちづくりが必要となっている。

- (1) 風水害に強いまちの形成

ア 治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、

豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努める。また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。

イ 土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設があるときは、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保のため、その施設の名称及び所在地について定めるとともに、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定める。

ウ 町は、土砂災害警戒区域の指定を受けた地域については、警戒区域ごとに情報伝達、気象警報・注意報等の発表・伝達、避難、救助、その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について、住民に周知する。また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

エ 町は、洪水、崖崩れ等による危険の著しい区域について、災害を未然に防止するため、災害危険区域及び土砂災害警戒区域の指定について検討を行い、必要な措置をとる。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、町が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討する。

オ 立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。

カ 町は、災害時において防災拠点となる公共施設の積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保に努める。

キ 危険な盛土が確認された場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、その内容について、県と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図る。

ク 町は、道路防災対策等を通じて、強靭で信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

ケ 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

コ 町は、次の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。

- (ア) 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進する等、風水害に強い土地利用の推進
- (イ) 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機とするための、分かりやすい水害リスクの提供
- (ウ) 河川、下水道について築堤、河床掘削等の河道の整備、遊水池、放水路、雨水渠等の建設等の推進
- (エ) 防災調節（整）池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制などを、地域の特性を踏まえつつ、必要に応じて実施することによる流域の保水・遊水機能の確保
- (オ) 浸水想定区域の指定のあったときは、本地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時又は雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項の規定
- (カ) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地について記載した印刷物の配布その他の必要な措置
- (キ) 洪水、雨水出水、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の公表による、安全な町土地利用の誘導、風水害時の避難体制の整備の促進
- (ク) 土石災害のおそれのある箇所における砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策について県に整備を促す。
- 特に土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施
- (ケ) 高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の防災施設及び医療機関等の要配慮者利用施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策の推進
- (コ) 土砂災害警戒区域における情報伝達、気象警報・注意報等の発表、伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制の整備の推進
- (サ) 山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害危険地区の総合的な山地災害対策を推進
- 特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわ

たる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壤の保全強化、流木対策等を推進

また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施

(シ) 農業用排水施設の整備、決壊した場合に影響が大きいため池における補強対策や統廃合、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進

(ス) 災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式の推進

(2) 風水害に対する建築物等の安全性の確保

ア 町は、不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。

イ 町は、住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。

ウ 町は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

エ 町は、建築物等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努める。

(3) ライフライン施設等の機能の確保

ア ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。

イ ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに、避難生活環境の悪化等をもたらすことから、町は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設や廃棄物処理施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化や代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

ウ 町は、コンピュータシステムやデータのバックアップ対策をとるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

(4) 災害応急対策等への備え

ア 町は、災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時から十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上及び人的ネットワークの構築を図る。

イ 特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくな

る。このようなことを未然に防ぐ観点から、防災対策の検討等を通じて、平常時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

ウ 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。

エ 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。

また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

オ 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。

カ 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平常時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

キ 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

ク 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

ケ 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

第2節 災害発生直前対策

第1 基本方針

町は、風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ気象警報・注意報等の伝達体制、住民の避難誘導体制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

第2 計画の内容

1 住民に対する情報の伝達体制の整備

気象警報・注意報等の伝達は、本編第2章第1節「災害直前活動」の「第2 活動の内容

1 警報等の伝達活動」とおりである。町は、円滑で速やかな、情報の伝達ができるよう に、体制の整備を図る。

2 避難誘導体制の整備

(1) 町は、風水害により、住民の生命、身体等に、危険が生ずるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく（本章第11節「避難の受入活動計画」参照）。

(2) 町は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日ごろから住民等への周知徹底に努める。

(3) 町及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

また、町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、広域避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

(4) 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

(5) 町は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ土砂災害警戒情報等を用いて設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

(6) 町は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

(7) 町は、土砂災害等に対する住民の警戒避難体制として、大雨注意報、警報、土砂災害警戒情報等の防災気象情報を基に避難指示等の避難情報を適切に発令するとともに、住民に速

やかに周知する。

- (8) 町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

3 災害未然防止活動

- (1) 町及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。
- (2) 町は、災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう、次のような体制の整備を行う。

- ・所管施設の緊急点検体制の整備
- ・応急復旧体制の整備
- ・防災用資機材の備蓄
- ・水防活動体制の整備
- ・堰堤、せき、水門、ポンプ場等の操作マニュアルの作成、人材の養成（河川、農業用用排水施設管理者）
- ・災害に関する情報についての県、近隣市町村、関係機関との連携体制の整備

第3節 情報の収集・連絡体制計画

総務課

第1 基本方針

災害時には各機関ができる限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

町と県、周辺市町村、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備・多ルート化等を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積・データベース化に努め、災害危険性等について住民に周知する。

第2 計画の内容

1 情報の収集・連絡体制の整備

情報の収集は、災害対策の適否を左右する重要な要素であり、迅速・確実性が求められる。

町、県、防災関係機関は、災害時の情報収集体制をあらかじめ整備するとともに、相互の連絡を緊密にするよう努めていく。

- (1) 被害状況等の把握及び被害調査は、本編第2章第2節「災害情報の収集・連絡活動」によるが、あらかじめ情報収集ルート、各部内の役割分担、担当者、目標時間等を各部内で定めておく。
- (2) 町は、円滑な情報収集機能の確保を図るため、各防災関係機関及び住民が参加する訓練を毎年実施する。
- (3) 町は、学校、公民館等の公共施設を情報通信の拠点とした町の情報ネットワークの整備を図る。
- (4) 町は、総合的な情報収集を行うため、区長、組長、自主防災組織、民生・児童委員及び各種関係団体と連携し、情報収集・連絡体制の整備を図る。
- (5) 町は、情報収集手段としてのインターネット（府内のイントラネットを含む。）の活用を図る。
- (6) 町は、雨量情報、土砂災害警戒情報及び県河川砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度等の情報収集に努める。また、県、住民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合の情報相互伝達体制の整備に努める。
- (7) 町内各地を熟知している郵便局の協力を得て災害時における情報収集、情報交換を図る。
- (8) 「長野県防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努める。

2 情報の分析整理

町は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険性の周知等に生かすほか、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築に努める。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

3 通信手段の確保

過去の災害時においては、情報通信施設が被災し、情報通信が困難になったり不能となるケースがあった。災害対策にとって、情報収集は欠かせない前提条件であり、情報通信手段は多ルートで設定することが求められる。

(1) 防災行政無線の整備

町は、既に設置されている町防災行政無線（資料11-1参照）の維持管理に努めるとともに、次のシステムを中心とした新しい防災行政無線システムの構築について検討する。

ア 基地局（役場庁舎）と各集落、避難所となる公共施設及び防災関係機関を双方向で結ぶとともに、各セクション間の通信も可能な地域防災系システム

イ 中継局設置等により難聴地域を解消したデジタル式の同報系システム

(2) アマチュア無線による情報収集

町は、災害時にアマチュア無線局の協力により情報が得られる体制を構築する。

(3) 通信訓練の実施

町、防災関係機関が参加する災害時を想定した非常通信訓練を定期的に実施する。

(4) 応急対策機器の整備

町は、衛星携帯電話、携帯電話、MCA移動無線等の移動系の応急対策機器の整備を図る。

(5) 各携帯電話会社の緊急速報メールサービス

町は、ホームページ等を活用し、災害発生時に町域内にいる住民等に災害・避難情報を配信する各携帯電話会社の緊急速報メールサービスについて周知する。

町内で配信されるメールサービス

緊急速報「エリアメール」	NTTドコモが提供する災害情報配信サービスで、気象庁の緊急地震速報などが発信されると、NTTドコモのメールセンターを経由して、被災のおそれのあるエリア（最小単位は市町村）に一斉配信される。
緊急速報メール	KDDI(au)、ソフトバンク及び楽天が提供する災害情報配信サービスで、気象庁が配信する「緊急地震速報」や、国・地方公共団体が配信する「災害・避難情報」などが、対象エリアに一斉配信される。

(6) その他

町は、震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努める。

第4節 活動体制計画

第1 基本方針

風水害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。

このため、町は、職員の非常参集体制の整備とその必要に応じた見直し、応急活動マニュアル・防災関係組織の整備・防災会議の設置等、災害時における活動体制の整備を図る。また、災害対策の拠点となる公共施設の安全性の確保、代替施設の確保等、災害時の防災中枢機能の確保を図る。

第2 計画の内容

1 職員の非常参集体制の整備

職員を災害発生の初期からできるだけ早急かつ多く必要な部署に動員配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していく上で、極めて重要である。

町は、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、職員の安全確保に十分配慮しつつ、次の対策を推進する（動員配備体制については、本編第2章第3節「非常参集職員の活動」参照）。

- (1) 災害対策本部職員の動員配備を適切に行い、情報の収集・伝達や、各種救援活動に関する初動段階の活動要領等のマニュアルを作成する。
- (2) 勤務時間外の予測が困難な災害についても、迅速な警戒体制が確保できるよう、待機者等による24時間体制で対応する。
- (3) 消防機関及び消防団員についても各組織に定められた配備計画に基づき、組織及び機能の総力を挙げて災害応急対策に当たることができるようその体制を整備する。
- (4) 災害時に講すべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。
- (5) 応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。
- (6) 発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

2 町防災会議の設置

広域的な地域にわたって被害をもたらす風水害に対しては、各組織の防災体制の整備とともに組織間の応援協力体制が重要となる。

町は、災害対策基本法第16条に基づき、町防災会議を設置し、地域特性及び地域の災害特性に対応した地域防災計画の策定及び修正を行い、その実施を推進する。

3 防災関係機関との連携体制の整備

町は、災害時に迅速かつ円滑な防災組織相互の情報収集・連絡が行えるように、次の対策を進める。

(1) 防災関係機関との協力体制の確保

町及び防災関係機関は、防災に関する情報交換を日ごろから積極的に行って、防災組織相互間の協力体制を充実させる。

(2) 通信体制の総点検及び非常通信訓練の実施

町及び防災関係機関は、災害時の通信体制を整備するとともに、毎年、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施する。

4 防災中枢機能等の確保

災害時に応急対策の中心的役割を果たす役場庁舎等の公共施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。

このため、町は、施設の点検、補強等を実施するほか、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る。

また、代替エネルギー・システムや電動車の活用を含めた自家発電設備、LPGガス災害用バルク等の燃料貯蔵設備の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信の整備等非常用通信手段の確保を検討する。

5 複合災害への備え

同時又は連續して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる状況の発生可能性を認識し、備えを充実する。

災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行う対応計画をあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定める。

6 業務継続性の確保

町は、災害時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

(1) 業務継続性の確保を図るため、業務継続計画（BCP）を策定する。

(2) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂等を行う。

(3) 災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも町長不在時の明確な代行順位、職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保及び重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

7 NPO・NGO等との連携

大規模災害発生時には、行政による被災者支援には限界があることから、NPO・NGO等の市民セクターや企業など、様々な民間団体による被災者支援が期待されるところである。

そのため、民間団体からの支援を迅速かつ有効に活用できるよう連携体制の構築に努める。

- (1) 県と連携し、災害時における民間団体からの支援の在り方やNPO・NGO等との連携体制の在り方について検討する。
- (2) 県と連携し、国内の主要な災害ボランティア団体と行政・企業との連絡窓口となるNPO・NGO等との連携体制の構築に努める。

第5節 広域相互応援計画

総務課

第1 基本方針

町は、災害時において、その規模及び被害の状況から、町のみでは十分な応急・復旧を実施することが困難となった場合には、長野県市町村災害時相互応援協定、長野県消防相互応援協定等に基づき協力して迅速かつ円滑な対応、復旧活動を実施する。

また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。

第2 計画の内容

1 相互応援協定の締結等

町は、平常時から防災関係機関等と協議し、必要に応じて相互応援協定等を締結するとともに防災関係機関による応援が円滑に行えるよう、活動拠点を確保する。現在、締結済みの協定は、次のとおりである。

協定名	協定締結先	応援内容	資料番号
長野県消防相互応援協定書	長野県内の市町村等	(1) 消防応援 消防隊による応援 (2) 救助応援 救助隊による応援 (3) 救急応援 救急隊による応援 (4) その他の応援 上記以外の応援	資料 4-1
長野県市町村災害時相互応援協定書	長野県内の市町村	(1) 物資等の提供及びあっせん ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材 イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資 ウ 救援及び救助活動に必要な車両等 エ ごみ、し尿処理のための車両及び施設 オ 避難受入施設（避難所、応急仮設住宅等） カ 火葬場 (2) 人員の派遣 ア 救護及び応急措置に必要な職員 イ 消防団員 (3) 緊急時の自主的活動 ア 被災状況等に関する情報の収集・提供（代表市町村） イ 震度6強以上の地震発生時の先遣隊の派遣（代表市町村） (4) その他	資料 4-2
災害時における応急生活物資供給等に関する協定書	生活協同組合コープながの	保有商品の優先供給及び運搬に関する協力等	資料 4-4

長野県水道協議会 水道施設災害等相互応援要綱	長野県水道協議会の会員である市町村、水道企業団、一部事務組合及び長野県企業局	(1) 応急給水作業 (2) 応急復旧作業 (3) 応急給水及び応急復旧用の機械器具及び資材の供出	資 料 4-5
災害時の医療救護活動に関する協定書	社団法人上水内医師会	(1) 医療救護計画の策定 ア 医療救護班の編成 イ 医療救護班の活動計画 ウ 関係機関との通信連絡計画 エ 指揮系統 オ 医薬品、医療器材等の備蓄 カ 訓練計画 キ その他必要な事項 (2) 医療救護班の派遣 (3) その他の応援	資 料 4-6
大規模災害時における相互応援に関する協定書	埼玉県志木市	(1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供 (2) 被災者の救助、医療救護及び防疫に必要な資機材及び物資の提供 (3) 応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣及び資機材の提供 (4) 児童及び生徒の受入れ (5) 被災者の一時受入のための施設の提供 (6) 前各号に掲げるもののほか、被災市町が必要とするもの	資 料 4-8
大規模災害時における相互応援に関する協定書	千葉県東庄町	(1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供 (2) 被災者の救助、医療救護及び防疫に必要な資機材及び物資の提供 (3) 応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣及び資機材の提供 (4) 児童及び生徒の受入れ (5) 被災者の一時受入のための施設の提供 (6) 前各号に掲げるもののほか、被災町が必要と認めるもの	資 料 4-9
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東・北陸地方整備局	(1) 「一般被害状況に関すること」「公共土木施設の被害状況に関すること」「その他両地方整備局又は町が必要な事項」についての情報交換 (2) 情報連絡員の派遣 等	資 料 4-10
災害時応急対策等に関する協定書	株式会社北部建設 有限会社大川建設 株式会社上野組 村松建設株式会社 株式会社清水建設 有限会社神谷工務店	(1) 災害時における建築物その他工作物の崩壊、倒壊及び損壊等及び土砂災害等に伴う緊急人命救助、緊急交通確保のための障害物の除去作業 (2) その他町が必要と認める緊急応急作業	資 料 4-11

災害時における福祉避難所の施設利用に関する協定書	飯綱町社会福祉協議会 デイサービスセンター ふれあいの園／むれディサービスセンター／さみズの郷／グループホームわが家／飯綱町宅老所 よってけ家	福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者を受け入れるための福祉避難所の開設支援	資料 4-12
	特定非営利法人 S U N サラダスクウェア		
	株式会社ライフ・パートナー ケアプラザみつえ		
	社会福祉法人 林檎の里 あおぞら		
災害時における医療機器等の確保に関する協定書	株式会社わかば堂 株式会社中島薬局	災害時に医薬品、医療用具及び衛生材料等の支援協力	資料 4-13
災害時におけるL Pガスに係る協力に関する協定書	一般社団法人長野県L Pガス協会 長野L P協会長野支部	(1) 被災地における緊急点検、修繕及び供給 (2) L Pガスボンベについて回収及び保管 (3) 被害状況及び復旧状況についての調査 (4) 避難所等公共施設へのL Pガス供給設置工事及びL Pガス供給	資料 4-15
災害時における物資供給に関する協定書	N P O法人コメリ災害対策センター	日用品、避難所備品等の調達協力	資料 4-16
災害時における物資供給、医療機器等の確保に関する協定書	ウエルシア薬局株式会社	物資供給、医療機器等の調達協力	資料 4-17
災害対策、防災、防犯に関する覚書	セブンイレブン 三水普光寺店／信州牟礼店	防災、防犯に関する覚書	資料 4-18
	ファミリーマート 飯綱町塩ノ入店		
災害時等における施設利用の協力に関する協定	アイ・セレモニー株式会社	避難所としての施設利用	資料 4-19

災害時における物資供給に関する協定書	株式会社アクティオ	物資の迅速かつ円滑な供給	資料 4-20
災害時における応急危険度判定の協力に関する協定書	一般社団法人長野県建築士会長野支部	災害時における応急危険度判定	資料 4-21
災害時における臨時災害放送局開設運用の支援に関する協定書	日本ケーブルテレビ連盟信越支部	臨時災害放送局開設運用の支援	資料 4-22
上水内郡飯綱町と中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー長野営業所との災害時における相互協力に関する協定書	中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー長野営業所	災害時における相互連携・協力	資料 4-23
災害時における相互協力に関する協定書	東日本電信電話株式会社	災害時における相互連携・協力	資料 4-24
災害時における物資の供給に関する協定書	レンゴー株式会社長野工場	災害時における物資の供給	資料 4-25
大規模災害時における応急対策業務に関する協定書	長野県建設業協会長野支部	災害時における応急対策業務	資料 4-26
飯綱町災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定書	社会福祉法人飯綱町社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置・運営	資料 4-27
災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定書	宿泊施設	災害時における宿泊施設の提供	資料 4-28
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	災害時の情報提供	資料 4-29
災害時等における無人航空機による協力に関する協定書	北信無人航空機プロジェクト(HUP)	無人飛行機を活用した、被災状況等の情報収集	資料 4-30
災害時における相談業務に関する協定書	長野県弁護士会	大規模災害時における被災者支援のための相談業務	資料 4-31

災害時における物資輸送等に関する協定書	ヤマト運輸株式会社	町が管理する防災備蓄品の避難所への輸送、物資拠点施設から避難所への物資輸送並びに運営補助業務	資料 4-32
災害時における復旧支援協力に関する協定	株式会社アースワーク	下水道管路施設の応急復旧に必要な業務	資料 4-33

2 相互応援体制の整備

- (1) 締結した協定に基づき、応援要請の内容、方法、要請先の担当窓口等を把握・周知し、応援体制の整備を図る。
- (2) 相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。
- (3) 備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的に実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平常時から連携強化に努める。
- (4) 国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。
- (5) 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。
- (6) 訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

3 その他町内企業及び団体等との協力体制の整備

町内企業及び団体においては、それぞれが定める防災計画等により、自衛消防組織の結成等の防災対策を実施するものであるが、町は、必要に応じてこれらと平常時から協議を行い、災害時の協力体制の整備を図るとともに、町が実施する防災訓練にも積極的な参加を呼びかけていく。

4 県と市町村が一体となった他都道府県被災地への応援体制の整備

町は、「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る協定」により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。

また共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応援活動を行う体制を整備する。

5 広域防災拠点の確保

大規模災害時において、自衛隊、警察、消防等による広域応援活動が実施されるため、これらの人的・物的な応援活動を受け入れるために相当規模の拠点が必要となる。

一方、町内の平地は高度に利用されており、こうした活動を受け入れられる広場は数が限られる。また、周辺市町村を含めた地域の中心的な拠点となることや、周辺市町村避難地、物資輸送拠点等の活動に利用されることも考えられるため、あらかじめ関係機関が調整して選定しておく。

- (1) 町は、大規模災害発生時の全国的な応援を円滑に受け入れができるよう、受援計画を策定する。
- (2) 町は県及び関係機関と連携し、地域の自然条件（地形、気候等）や社会条件（周辺市町村との連携、市街地・集落の形態、道路状況等）等を考慮して、広域ごとに拠点を選定する。
- (3) 選定された拠点ごとに、町、県及び関係機関で面積、管理者、周囲の状況、地形・地面の状態、設備の状況、ヘリ離着陸の可否、幹線道路へのアクセス等を記載したリストを作成し、情報の共有を図る。
- (4) 機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及び防災拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。

[関係機関]

選定された拠点や周辺のアクセス道路等について、リストを基にあらかじめ状況を把握する。

第6節 救助・救急・医療計画

総務課 保健福祉課 飯綱病院

第1 基本方針

町は、救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図るとともに、医療機関、医薬品備蓄施設及び消防署等の災害対応機能の強化を図る。また、医療機関の被害状況、患者受入れ状況及び活動体制等について、関係機関が把握できるよう連絡体制の整備を行う。

第2 計画の内容

1 救助・救急用資機材の整備

- (1) 町は、消防団詰所、公民館及びコミュニティー消防拠点施設等に計画的に救助・救急用資機材の備蓄を行い、消防団及び自主防災組織を中心とした地域住民の協力を得て、災害時当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。
- (2) 町は、平常時から住民に対して、これらを使用した救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施するよう努める。
- (3) 町は、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材について、あらかじめ借受け先を定めておく。

2 医療用資機材等の備蓄

災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医薬品等については、町において、備蓄、調達計画の樹立に努めている。

このような中で、在庫の確認、迅速で機能的な供給体制についての具体的な方法を事前に調整するとともに、地域での中心的な役割を果たす町立飯綱病院における備蓄体制の強化について、災害医療体制全体の中での位置づけが必要となる。

- (1) 町は、災害等緊急時に必要となる医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達について、あらかじめ計画を策定する。また、近隣市町村への供給体制についても、あらかじめ整備を図る。
- (2) 飯綱病院は、町立病院として災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医薬品等の在庫管理を行い、災害時の供給体制について整備を図る。

3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備

町は、災害拠点病院である長野赤十字病院を中心に、市町村の枠を超えた各地域単位の後方医療体制について、あらかじめ近隣市町村と調整を行う。

4 消防及び医療機関との連絡体制の整備

災害時においては、被害情報や患者の受入れ体制等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのため、町は、関係機関との情報伝達ルートの多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておく。

また、医療機関（資料7-1参照）の患者受入れ状況、被害状況及び活動体制について、消
〔飯綱防5〕

防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日ごろから関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後更に高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関と事前に調整しておく。

(1) 集団災害発生時の救助・救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成する。

ア 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む。）等

イ 最先到着隊による措置

ウ 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等

エ 応急救護所の設置基準、編成、任務等

オ 各活動隊の編成と任務

カ 消防団の活動要領

キ 通信体制

ク 関係機関との連携

ケ 報告及び広報

コ 訓練計画

サ その他必要と認められる事項

(2) 消防機関、医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。また、近隣市町村に所在する消防機関、医療機関への協力要請については、それら機関との連絡を平常時から緊密に取り、発災時に円滑な活動で対応できるよう努める。

(3) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。

(4) 関係機関の協力を得て、救急・救助計画等に基づく訓練を毎年1回以上実施する。

〔関係機関〕

(1) 医療機関（資料7-1参照）は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図る。

(2) （一社）上水内医師会及び（一社）上水内歯科医師会は、他の医師会との応援体制の整備を図る。

(3) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努める。

第7節 消防・水防活動計画

総務課 建設水道課

第1 基本方針

町は、大規模災害時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

また、水防活動についても、迅速かつ的確に実施できるように、資器材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

第2 計画の内容

1 消防計画

町は、大規模災害に対して、消防力の強化のほか、初動体制等の活動体制の整備、相互応援体制の整備等の組織、施設の整備拡充及び住民等に対する火災予防の徹底等を図り防災活動に万全を期する。

その際、次に掲げる事項は、重点的に取り組む。

(1) 消消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防車両・動力ポンプ・防火水槽等の消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その適正な配置に努める。

特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、消防団総合整備事業等を活用した消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図る。また、消防・水防団活性化の推進を図るとともに、N P O、民間企業、自治会等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図る。

また、消防の広域化及び連携協力等による、広域消防体制の推進を図る。

(2) 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。その際、水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態が予想されることから、防火水槽の整備、河川・農業用用排水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図る。

(3) 被害想定の実施

消防地理、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査するとともに、過去の災害による被害状況を考慮した被害想定を行う。

(4) 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

発災初期における、消火、救助活動等は、住民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進する。また、活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化

を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防局、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、風水害等大規模災害発生時において、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図る。

(5) 火災予防

ア 防火思想、知識の普及

火災の発生を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、住民等に対する火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。

イ 防火管理者制度の効果的な運用

消防法第8条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の設置者等に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導する。

また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合及び火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図る。

ウ 危険物保有施設への指導

化学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、危険物収納容器等の転倒、落下、破損等により、次に掲げるような混触発火が生じないよう、管理の徹底に努めるよう指導する。

(ア) 可燃物と酸化剤の混合による発火

(イ) 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火

(ウ) 金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火

(6) 活動体制の整備

大規模災害発生時等における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定める。

特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図る。

また、大規模火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防衛地域、延焼防止線の設定等、火災防御計画等を定める。

(7) 応援協力体制の確立

町は、大規模災害発生時において、町の消防力では対処が困難な事態に備え、「長野県市町村災害時相互応援協定書」（資料4-2参照）及び「長野県消防相互応援協定書」（資料4-1参照）等の効果的運用が図れるよう、応援要請体制、応援受け入れ体制を確立する。

また、他の自治体からの応援要請に際しての応援体制についても確立する。

〔住民及び自主防災組織が実施する計画〕

住民は、災害時には、使用中のコンロ、ストーブ等、火災発生原因となる火気器具の取扱い

に十分留意し、火災の発生を防止することを心がけるとともに、当該器具の周囲に可燃物を置かない、消火器、消火バケツの常備及び消火用水の汲み置きの実施等、平常時から火災予防に努め、更に消火器具等の取扱いに習熟する等、火災発生時において初期消火活動が実施できるよう努める。また、自主防災組織においても消火訓練等を実施し、初期消火体制の整備に努める。

2 水防計画

町は、集中豪雨等により、水害が発生するおそれがある場合又は発生した場合において、迅速な情報収集と的確な水防活動を実施できるよう、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 水防組織、水防団、消防団の確立・整備
- (2) 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資機材の備蓄ほか次に掲げる事項
 - ア 重要水防区域周辺の竹立木、木材等洪水時に使用できる資材の確認
 - イ 緊急時に使用できる農家、資材業者等の資機材在庫量の把握及び協力体制の整備
- (3) 通信連絡体系の整備及び警報等の住民への伝達体制の整備
- (4) 平常時における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視
- (5) 河川ごとの水防工法の検討
- (6) 居住者への立退きの指示体制の整備
- (7) 洪水時等における水防活動体制の整備
- (8) 他の水防管理団体との相互応援協定の締結
- (9) 浸水想定区域に指定された場合は区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所等の避難計画の作成
- (10) 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地の指定
- (11) (10)に該当する施設の洪水予報等の伝達体制の整備
- (12) 水防機関の整備
- (13) 水防計画の策定
- (14) 水防協議会の設置
- (15) 水防訓練の実施（年1回以上）
 - ア 水防技能の習熟
 - イ 水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発
 - ウ 災害時の避難誘導計画に基づく避難誘導訓練
- (16) 水防計画の策定に当たっては、洪水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化するよう努める。
- (17) 要配慮者利用施設に係る避難計画や避難訓練に対する、助言・勧告

第8節 要配慮者支援計画

総務課 住民環境課 保健福祉課
産業観光課 建設水道課 飯綱病院

第1 基本方針

近年の高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害時には、要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため、町及び社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民等の協力を得ながら、災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための防災対策の一層の充実を図る。

また、近年社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について重点的に対策を講ずる。

さらに、町内の地理に不案内な観光客等に対しても、緊急時の避難方法及び避難場所等を周知する必要がある。

第2 計画の内容

1 要配慮者支援台帳等の作成

(1) 避難行動要支援者の把握と名簿の作成

町は、町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、年に1回更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

なお、事前に「災害時要援護者名簿」等を作成し、当該名簿の内容が避難行動要支援者名簿の内容に実質的に相当している場合は、それを使用することで足りる。

また、居宅で人工呼吸器等を日常的に用い、長時間（おおむね4時間以上）の停電が生命維持にかかわる児・者については、平時から非常用電源の確保、災害時の安否確認の体制整備、医療機関等との連携体制の整備に努める。

町が、地域防災計画に定める事項は以下を必須とする。

ア 避難支援者等関係者となる者

町は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供する。

避難支援等関係者となる者は、以下に掲げる団体及び個人とする。

- ・消防機関
- ・警察機関
- ・民生・児童委員
- ・社会福祉協議会

- ・自主防災組織

- ・自治会

イ 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は以下の要件とする。

- ・65歳以上の独り暮らしの高齢者
- ・75歳以上の高齢者のみ世帯
- ・介護保険法に規定する要介護状態区分3以上の在宅生活者
- ・障がい者：身体障害者手帳3級以上、療育手帳A所持者
- ・精神障害者保健福祉手帳2級以上所持者
- ・難病患者
- ・上記以外で援助を必要とする者のほか、町長が必要と認めた者

ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

町は、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

また、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係課で把握している情報を集約するよう努める。

- ・氏名

- ・生年月日

- ・性別

- ・住所又は居所

- ・電話番号その他の連絡先

- ・避難支援等を必要とする事由

- ・上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

エ 名簿の更新に関する事項

町は、住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つ。

オ 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講ずる事項

町は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずる。

- ・当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

- ・災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明する。

- ・避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導する。

- ・避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。

- ・避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。

カ 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

町は、要配慮者が避難のための立ち退きの指示を受けた場合には、円滑に避難のための立ち退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

キ 避難支援等関係者の安全確保

町は、災害応急対策に従事する避難支援等関係者の安全の確保に十分配慮しなければならない。

(2) 個別避難計画作成の努力義務

町は、町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、N P O等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例え積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

なお、作成にあたっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成できる。

加えて、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

(3) 避難行動要支援者名簿の提供

町は、町地域防災計画に定めるところにより、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、又は、条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。

なお、名簿情報の提供について、本人の同意がなくても平常時から名簿情報を外部に提供できる旨を条例等で別に定めている場合は、平常時からの提供に際しては本人の同意を要しない。

(4) 要配慮者支援計画の作成

町は、地域における災害特性等を踏まえ地域住民と連携を図りながら災害時住民支え合いマップ等により要配慮者支援計画を作成するとともに、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、避難支援についての計画の作成に努める。

(5) 避難行動要支援者の移送計画

町は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に避難地、避難施設へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

(6) 個別避難計画の事前提供

町は、町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、

社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。

(7) 避難行動要支援者への配慮

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

(8) 地区防災計画との調整

町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

2 在宅者対策

在宅の要配慮者については、その所在や個々の態様に応じた援護の状況把握に努めるとともに、災害発生に備え、安全を確保するための緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備をはじめ、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策等の支援協力体制の確立、要配慮者が自らの対応能力を高めるための防災教育や防災訓練の充実強化など、防災の様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の保健福祉施策等との連携の下に行う。

(1) 指定避難所（資料6-2参照）の整備

ア 町は、災害時において避難所となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化・多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。

イ 町は、耐震、耐火、鉄筋構造等を備え、バリアフリー化された社会福祉施設等について、一般の避難所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所（資料6-3）としてあらかじめ指定する。

(2) 防災教育・防災訓練の実施

町は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、要配慮者の個々の態様にあわせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(3) 応援体制及び受援体制の整備

町は、他の市町村において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（保健師、看護師、介護職員、通訳者、手話通訳者等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車いす、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。また、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設若しくはホテル

等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する協定を締結するよう働きかける。

さらに、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

(4) 避難所における要配慮者支援体制の整備

町及び県は、災害時において高齢者、障がい者等の要配慮者を支援するため、避難所において、福祉的支援を行う災害派遣福祉チーム（D W A T）の派遣に備え、保健医療関係者との連携、活動内容についての周知、チーム員の研修を実施するなど体制を整備する。

(5) 緊急通報装置等の整備

町は、要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進する。

(6) 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握

民生・児童委員や社会福祉協議会、N P O ・ボランティア、自主防災組織等の協力を得て、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努める。その際、個人情報の保護に十分配慮する。

(7) 避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備

町は必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切に行われるよう努める。

(8) 支援協力体制の整備

町は、保健福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民、N P O ・ボランティア等との連携のもとに、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。

3 要配慮者利用施設対策

要配慮者利用施設等においては、施設利用者の安全の確保に十分配慮し、施設そのものの安全性を高めるための防災設備等の整備、災害予防対策や災害時における迅速かつ的確な対応を行うための組織体制の確立、職員や施設利用者に対する防災教育・防災訓練の充実強化など、施設利用者の態様に応じたきめ細かな災害予防対策を講ずる。

(1) 非常災害時の整備

町は、社会福祉施設等に対し、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画の作成について指導する。

(2) 防災設備等の整備

町は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（最低でも3日分、可能な限り1週間分程度）を行うよう指導する。

(3) 組織体制の整備

町は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、災害予防対策や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。

(4) 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者利用施設等の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導する。

(5) 応援体制及び受援体制の整備

ア 町は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車いす、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。

イ 災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内市町村における同種の施設と施設利用者の受入れに関する協定を締結するよう働きかける。

ウ 一般の避難所では生活が困難な要配慮者のため、バリアフリー設備の整備や介護福祉士、看護師等の配置がなされた介護福祉施設、障害者支援施設等を福祉避難所として指定するよう努めるとともに、同施設の管理者等は、福祉避難所の設置・運営について、町から要請があった場合、積極的に協力する。

(6) 町は、医療機関に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における入院患者等の安全の確保が円滑に行われるよう指導する。

(7) 町は、医療施設の損壊等により、入院患者等の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、関係機関に対し、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめ調整するよう指導する。

(8) 町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

(9) ホテル・旅館等の確保

町は、要配慮者の避難先として、ホテル・旅館等の民間施設を速やかに活用できるよう担当部署の調整や協定の締結等に努める。

〔要配慮者利用施設等〕

(1) 非常災害時の体制整備

社会福祉施設等においては、県及び町の指導の下に、介護保険法関係法令等に基づき、自
〔飯綱防6〕

然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

(2) 防災設備等の整備

要配慮者利用施設においては、県及び町の指導の下に、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備えて、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（最低でも3日間分、可能な限り1週間程度）を行う。

(3) 組織体制の整備

要配慮者利用施設においては、県及び町の指導の下に、災害予防対策や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努める。

(4) 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者利用施設においては、県及び町の指導の下に、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(5) 応援体制及び受援体制の整備

要配慮者利用施設においては、県及び町の指導の下に、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車等）、資機材（車いす、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう努める。

なお、一般の避難所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、町から要請があった場合、積極的に協力する。

(6) 医療機関においては、災害時の入院患者等の安全確保を図るため、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成するとともに、施設・設備の整備、点検、患者家族連絡表の作成等緊急時の連絡体制や避難誘導体制の整備、職員教育や避難訓練の実施、医薬品、医療用資機材等の備蓄など防災体制の強化を図る。

(7) 医療機関においては、県、町及び関係機関の指導の下に、他の医療機関において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資機材等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

4 観光客、外国籍住民、外国人旅行者等対策

外国籍住民については、地理の不案内、言葉、文化、生活習慣、防災意識の違いなどから、

指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路等が十分に周知されず、災害時における情報収集、迅速かつ的確な行動等に困難が生ずるおそれがある。

このため、外国籍住民に配慮した指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の表示、防災知識の普及等、自らが災害への対応能力を高めていけるよう防災環境づくりに努める。

また、滞在地の地理に不案内な観光客、とりわけ言語の違う外国人旅行者に対しても、緊急時の避難方法、場所等を周知する必要がある。

(1) 観光客の安全対策の推進

ア 町は、関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策を推進する。

イ 町は、観光関連事業者（旅館、民宿等）と連携して、「災害時における対応（心得）」を作成するよう努める。

(2) 外国籍住民、外国人旅行者の被災者への情報提供体制の整備

町は、関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど外国籍住民、外国人旅行者に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図る。

(3) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知

町は、外国籍住民、外国人旅行者や観光客に対する指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

(4) 外国籍住民被災者への情報提供体制の整備

関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど外国籍住民に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図る。

(5) 防災教育・防災訓練の実施

町は、外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への観光客及び外国籍住民等の参加推進などを通じて、外国籍住民に対する防災知識の普及を図るとともに、観光客の被災拡大を防ぐための努力を講ずる。

(6) 応援体制及び受援体制の整備

町は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

5 土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

土砂災害警戒区域等に立地している要配慮者利用施設（資料2-11参照）が被災した場合、避難等に通常以上の時間を要することから、被害の拡大が予想される。

このため、町は、迅速な避難誘導等のための体制を確立する必要がある。

(1) 町は、土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。

(2) 飯綱町地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに警戒体制に関する事項及び情報

の伝達方法を定めるとともに、要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

また、要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行う。

- (3) 円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災行政無線、広報車、メール配信サービス、緊急速報メール、ホームページ、ソーシャルメディア等を活用して、防災気象情報等の伝達を行う。

〔要配慮者利用施設〕

土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域に立地する要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図る。

また、土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内に立地し、町防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保に関する計画を作成するとともに、ハザードマップを活用するなどして地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施する。また、水防管理者その他関係者との連絡調整や利用者が避難する際の誘導その他の水災による被害を軽減するために自衛水防組織を置くよう努める。なお、避難確保に関する計画を作成・変更したときは遅滞なく町長へ報告する。

第9節 緊急輸送計画

総務課 建設水道課

第1 基本方針

災害時には、救急救助活動、消火活動、各種救援活動等、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、町は、こうした緊急輸送業務について、緊急交通路の確保や各種ヘリコプター・トラック協会等の輸送力確保に関する計画を策定して、迅速に対応できる体制を平常時から確立するとともに、緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の事前届出の確認等を行い、災害による交通障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立する。

第2 計画の内容

1 緊急交通路確保計画

(1) 緊急交通路の指定・整備

緊急輸送道路の指定及び整備は、県が次のように実施する。

ア 緊急交通路交通規制対象予定道路を指定し、災害時の総合交通規制について隣接県警察と協議の上、協定を締結する。

イ 一次緊急輸送道路、二次緊急輸送道路を定め、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、地震に強い道路網を順次整備する。

(2) 緊急交通路接続道路の確保

町は、県の指定する「緊急交通路交通規制対象予定道路」と物資輸送拠点、災害対策用ヘリポート、避難所等との接続道路を確保するため、県、警察署との連携のもと、対象路線を選定し、適切な幅員の整備に努める。

(3) 緊急交通路の交通確保体制の整備

町は、緊急交通路の交通確保を速やかに行うため、次の体制整備を図る。

ア 障害物の除去に必要な資機材の備蓄や整備

イ 障害物の集積場所の確保

ウ 被害情報収集体制の整備

2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保

大規模な風水害が発生したときには、迅速な救急救助活動と効率的な救援物資搬送等を行う必要があるが、道路交通網が被災した状況にあっては、ヘリコプターを活用し、効率的な体制をもって実施する。

(1) 町は、最低1か所以上の「物資輸送拠点及び災害対策用ヘリポート」を確保、指定する。

（資料5－1参照）

このヘリポートは、避難所（場所）と競合しない場所を指定するとともに、支援物資を集積・分類して各避難所等に輸送できるような施設や、支援部隊の活動拠点となりうるスペースが隣接又は近距離にある場所とし、総合的な支援拠点となりうる場所を選定する。

(2) 自らが被災した場合はもちろん、隣接市町が被災した場合の輸送拠点ともなりうる「物資輸送拠点」を指定する。選定に際しては、ヘリコプターによる空輸と陸上輸送の両面の利便を考慮する。

(3) 拠点ヘリポート及び物資輸送拠点について住民に周知する。

3 輸送体制の整備

町は、県、輸送関係機関等の協力を得て、適切な交通規制の実施、必要な車両等の確保のための体制の整備に努める。

(1) 緊急用車両の確保

町は、災害に備え、庁用車両の整備、非常用燃料の確保、車両の管理体制を整備する。

(2) 民間業者等との協力体制の整備

ア 町は、近隣の輸送業者との災害時の協力体制を確保する。

イ 町は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。

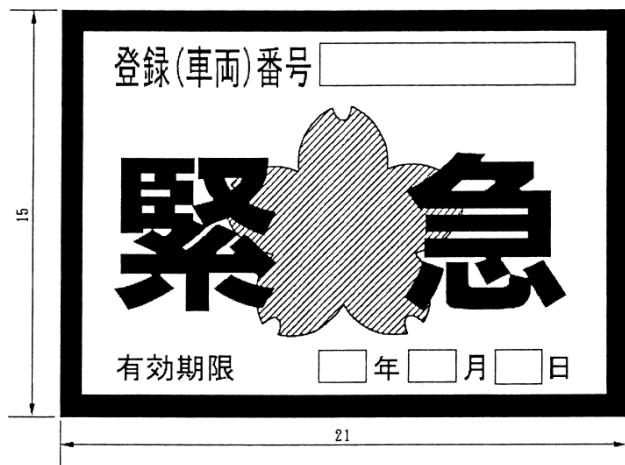
ウ 町は、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図る。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

エ 町は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のため、従前の事前届出制度が適用される規制除外車両を除き、災害発生より前に災害対策基本法施行令等に基づく緊急通行車両であることの確認を行うことから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも災害発生前の確認を受ける。

4 緊急通行車両等の確認

災害時に一般車両を制限する交通規制が実施された場合に、応急対策活動に用いる町有車両が直ちに被災地における活動を開始できるよう、緊急通行車両の確認及び規制除外車両の事前届出の確認を済ませておく。

緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第10節 障害物の処理計画

建設水道課

第1 基本方針

災害時には、法面の崩壊、建築物の倒壊、倒木及び放置車両等の障害物により、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、これら施設等の所有者又は管理者は、倒壊等を未然に防止するための点検及び適切な措置を講ずるとともに、障害物除去体制について、関係機関と対応を協議する。

第2 計画の内容

1 障害物処理体制の整備

障害物の除去に当たっては、レッカ一車、クレーン車、チェンソーなど各種機械とともに操作作者が必要であるので、これらの確保体制を整備しておく。また、障害物除去体制について県と事前に対応を検討する。

- (1) 町は、各種施設の定期的な巡回点検を行い、町有施設については必要な補強、補修を行う。町有施設以外の施設については、必要に応じて所有者又は管理者に適切な措置を要請する。
- (2) 町は、公共の広場、駐車場等排除物件の保管場所や、倒木等の処分場所などを確保しておく。
- (3) 町は、建設業者等に対し、災害時の障害物除去に要する車両及び要員について、協力体制の整備を要請する。
- (4) 町は、森林組合等と倒木処理について事前に協議する。

第11節 避難の受入活動計画

総務課 住民環境課 保健福祉課
産業観光課 建設水道課 教育委員会

第1 基本方針

風水害の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生ずるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

このような事態に備え、町は、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保、応急仮設住宅の迅速な供給体制の整備、学校等における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定等を進める。

また、避難所における感染症対策については「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」に向けて大きな課題となっており、かつ、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の生活環境改善が求められている。

そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備える。

第2 計画の内容

1 避難計画の策定

激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。特に浸水想定区域内や土砂災害警戒区域等の区域内の要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を強化するよう努める。

- (1) 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所等への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- (2) 町が避難すべき区域や判断基準、伝達方法を定める場合、河川管理者及び水防管理者等と協力し計画を策定するよう努める。
- (3) 町及び県は指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路などの避難計画を策定する場合は協力して行う。
- (4) 浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。
- (5) 町及び県は地域住民の声掛けにより、避難情報が共有され、避難行動が促されるよう「率先安全避難者」制度の運用を検討する。

また、河川の水位・監視カメラ映像のリアルタイム配信など、身近に迫る危険な情報を多様な伝達手段を用いて住民に伝達するよう努める。

(6) 町は、あらかじめ住民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の対応に関する情報を提供する。

(7) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

ア 町は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。

イ 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

(8) 避難計画の作成

町は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努める。

ア 避難指示の具体的な発令基準及び伝達方法

イ 高齢者等避難を伝達する基準及び伝達方法

ウ 指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類

エ 指定緊急避難場所（資料6-1参照）及び指定避難所（資料6-2参照）の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者

オ 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法

カ 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

（ア） 給食措置

（イ） 給水措置

（ウ） 毛布、寝具等の支給

（エ） 衣料、日用品の支給

（オ） 負傷者に対する救急救護

キ 指定避難所の管理に関する事項

（ア） 避難受入れ中の秩序保持

（イ） 避難住民に対する災害情報の伝達

（ウ） 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底

（エ） 避難住民に対する各種相談業務

ク 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

（ア） 平常時における広報

　　a 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行

- b 住民に対する巡回指導
- c 防災訓練等
- (イ) 災害時における広報
 - a 防災行政無線、広報車による周知
 - b 避難誘導員による現地広報
 - c 住民組織を通じた広報

なお、町は、避難指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておく。

また、避難時の周囲の状況等により、屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、緊急安全確保を講ずべきことにも留意する。

(9) 避難行動要支援者対策

町は、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等に携わる関係者として町地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

(10) 帰宅困難者等対策

町は、帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等にかかわらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

〔関係機関〕

- (1) それぞれの施設管理者は、避難計画を県及び町の指導に基づき作成し、避難の万全を期する。
- (2) 町の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力する。
- (3) 要配慮者利用施設の管理者は、県及び町の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、町、地域住民、自主防災組織等との連携の下に、支援協力体制の確立に努める。

特に、避難誘導に係る訓練の実施等により、町、地域住民、自主防災組織等との連携を強化し、避難体制の確立を図る。

〔住 民〕

- (1) 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておく。
 - ア 災害の状況に応じて避難行動をどのようにとるか
 - (ア) 指定緊急避難場所への立退き避難
 - (イ) 「近隣の安全な場所」(近隣のより安全な場所・建物等)への立退き避難

- (ウ) 「屋内安全確保」(その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動)
- イ 災害時の警戒避難に係る各種情報の多様な入手手段をどのように確保するか(テレビ、ラジオ、インターネット等)
- ウ 家の中でどこが一番安全か。
- エ 救急医薬品や火気などの点検
- オ 幼児や高齢者の避難は誰が責任をもつか。
- カ 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路はどこにあるか。
- キ 避難するとき、誰が何を持ち出すか、非常持ち出し袋はどこにおくか。
- ク 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか。
- ケ 昼の場合、夜の場合の家族の分担
- (2) 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につける。
- (3) 指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ等をいつでも持ち出せるように備えておく。

2 避難場所・避難所の区分

町では、次の区分により避難場所・避難所(以下「避難場所等」という。)を指定している。

区分	定義	対象施設
第1次避難場所	住民が直ちに避難することができる近隣の空き地で、広域避難場所の中継点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所。	各区・組の公民館及び公会堂の空き地
指定緊急避難場所	大規模災害発生時に周辺地区からの避難者を受け入れ、火災の延焼等から避難者の生命を保護するために、必要な面積を有する場所。	学校の校庭等 (資料6-1参照)
指定避難所	災害による家屋の倒壊、焼失等、現に被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を一時的に受入・保護するための施設。	学校の施設等 (資料6-2参照)

3 避難場所の確保

町は、災害の危険が切迫した場合の住民等の安全を確保するために、その危険から緊急的に逃れるための指定緊急避難場所を、あらかじめ指定しておく必要がある。

- (1) 町は、公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、過去の教訓、災害に対する安全性、想定される災害の程度、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図る。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページ

ジやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、資料6-1・6-2のとおりである。

- (2) 指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。

なお、指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

- (3) 町が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町と指定緊急避難場所の相互提供等について協議しておく。

- (4) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災住民を受け入れができるよう配慮する。

- (5) 町は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

- (6) 災害はいつ、どのようななかたちで襲ってくるか分からぬ。夜間の災害は、暗闇の不安や恐ろしさとともに足元や周囲の状況が見えないため危険度が増す。必要に応じて、安全を確保する取組みとして、指定緊急避難場所にある防犯灯やグラウンドの夜間照明をLED等に計画的に更新する。

4 避難所の確保

- (1) 指定避難所（資料6-2参照）については、避難者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。
- (2) 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。
- (3) 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。

- (4) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。
- (5) 町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。
- (6) 町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。
- (7) 町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (8) 町が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておく。
- (9) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、換気、照明、冷暖房等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
- なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。
- (10) 避難所の感染症対策については、本編第2章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講ずるよう努める。
- また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。
- (11) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。
- (12) テレビ、携帯ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行う。
- (13) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド（以下「段ボールベッド等」という。）、パーテイション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、

灯油、L P ガスなどの常設に努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

- (14) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。

なお、災害時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うとともに、必要な物資等の備蓄に努める。

- (15) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害時における避難行動要支援者の緊急受け入れ等について、支援協力体制の確立に努める。

- (16) 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていく。

- (17) 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」(令和4年3月改定)、長野県避難所T K B スタンダード等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努める。

- (18) マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

- (19) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

- (20) 指定避難所については、他の市町村からの被災住民を受け入れができるよう配慮する。

- (21) 町は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

- (22) 町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

- (23) 町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、N P O・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

5 避難路の確保

町は、指定緊急避難場所及び指定避難所への経路を避難路として指定する場合、次の事項に留意する。

- (1) 十分な幅員があること。
- (2) 万一に備え、複数の路線を確保すること。
- (3) 崖崩れ等の危険箇所を通過しない経路を選定すること。

6 避難所等の周知徹底

町は、指定避難所等を明示した表示板を設置するとともに、これらの所在地及び避難路等を記載した防災マップを作成し、住民への配布等を積極的に行う。

7 要配慮者への支援

- (1) 町は、県と連携して、要配慮者の速やかな避難誘導を図るため、自主防災組織及び民生・児童委員等と連携を綿密に行いうよう努める。
- (2) 要配慮者の避難については、まず身近な指定避難所に避難誘導し、その避難所に「要配慮者専用スペース（福祉避難室）」を設けるか、必要に応じて福祉避難所へ二次避難させる体制を整える。

8 住宅の確保体制の整備

住居の被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要となる。

このため、町は県と連携し、住宅情報の提供又は住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

- (1) 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- (2) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- (3) 応急仮設住宅の建設用地については、指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図りながら候補地を選定し、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。
- (4) 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図る。
- (5) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備する。
- (6) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備する。

9 学校等における避難計画

災害時、小学校、中学校及び保育園（以下「学校等」という。）においては、幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え、迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長・保育園長（以下「学校長等」という。）は、児童生徒等の保護について次の事項に十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

学校等においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校等の実態に即し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてておく。

(1) 防災計画の作成

- ア 学校長等は、風水害が発生した場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておく。この場合、計画作成に当たっては町、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議する。

イ 学校長等は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに、町教育委員会に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。

ウ 防災計画には、次の事項を定めておく。

- (ア) 風水害対策に係る防災組織の編成
- (イ) 風水害に関する情報の収集と学校、教職員及び保護者への伝達の方法
- (ウ) 町、町教育委員会、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
- (エ) 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
- (オ) 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
- (カ) 児童生徒等の帰宅と保護の方法
- (キ) 児童生徒等の保護者への引き渡し方法
- (ク) 児童生徒等が登下校の途中で風水害にあった場合の避難方法
- (ケ) 児童生徒等の救護方法
- (コ) 初期消火と重要物品の搬出の方法
- (サ) 施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む。）の点検方法
- (シ) 避難所の開設への協力（施設・設備の開放等）
- (ス) 防災訓練の回数、時期、方法
- (セ) 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
- (ソ) 風水害時における応急教育に関する事項
- (タ) その他、学校長等が必要とする事項

(2) 施設・設備の点検管理

学校等における施設・設備の点検管理は、次の事項に留意し、適切に行う。

- ア 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が風水害の作用によりどのような破損につながりやすいかに留意して点検する。
- イ 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。
- ウ 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。

(3) 防火管理

風水害での二次災害を防止するため、防火管理に万全を期する。

- ア 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。
- イ 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。

(4) 避難誘導

- ア 避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び避難先を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。
- イ 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、次の事項に留意する。

- (ア) 児童生徒等の行動基準並びに学校等や教師の対処、行動を明確にする。
- (イ) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。
- (ウ) 遠足等校外活動中における災害発生等の場合の教師の対処、行動を明確にする。
- (エ) 登下校時、在宅時における災害発生時の場合の児童生徒の安否や避難場所の確認をする。

10 在宅避難者等の支援

以下の者については、支援に関する情報が届きにくくなり、生活再建に遅れが生じるおそれがあるため、速やかに避難先を把握する必要がある。

- (1) 在宅避難者（被災者の中で避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者又はライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者をいう。以下同じ。）
- (2) 親戚宅等避難者（親戚・知人宅等避難所以外の多様な避難先へ避難した者をいう。以下同じ。）

加えて在宅避難者は不自由な生活が長期化すれば、健康を害するおそれが高まるため、住まいの状況を把握し適切な支援につなげる必要がある。

ア 町は、住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努める。

第12節 孤立防止対策

総務課 住民環境課 保健福祉課
建設水道課

第1 基本方針

町は、災害時の孤立地域をあらかじめ予測し、住民との間の情報伝達が断絶しないよう通信手段を確保するとともに、孤立予想地域に通ずる道路の防災対策及び農・林道等による迂回路の確保に努める。また、孤立した場合に備え、平常時から住民に対し、食料品等の備蓄をしておくよう啓発するとともに、観光客を含む要配慮者の孤立予測についても、平常時から把握しておく。

第2 計画の内容

1 通信手段の確保

- (1) 町は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）の整備及び更新を計画的に行うとともに、町と孤立地域との情報伝達が途絶しない通信手段（衛星通信、災害時優先電話）の確保に努める。その際、停電時でも通信が確保できるシステムとする。
- (2) 町は、アマチュア無線の協力確保について、体制の確立を図る。

2 災害に強い道路網の整備

町は、急峻な地形を切り開いて道路が建設されている状況から、そのすべてについて完全な災害予防対策を講ずることは不可能であるが、次の事項に留意して対策を講ずる。

- (1) 代替路線のない道路を優先して災害予防対策を推進する。
- (2)迂回道路としての林道、農道の整備を推進する。

〔住 民〕

道路に面した工作物・立ち木等について、災害時に道路封鎖等の影響を与えることのないよう配慮する。

3 孤立予想地域の実態把握

大規模な風水害が発生すれば孤立地域が発生する可能性が高く、その際は、要配慮者に対する優先的な支援が必要である。孤立した場合、生命あるいは健康上、緊急に支援する必要がある住民を平常時から把握し、孤立地域発生時に備える。

- (1) 町は、平常時の行政活動を通じ、孤立予想地域における高齢者世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等、優先して救護すべき住民の実態を把握しておく。
- (2) 町は、観光客の滞在が予想される地域にあっては、孤立した場合の最大人員、生活維持可能期間等の基礎的実態を把握しておく。

〔住 民〕

各地域においては、地区内の要配慮者について平常時から把握するよう努める。

4 自主防災組織の育成

災害時には、人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、住民による可能な範囲での自主防災活動が極めて重要である。

したがって、町は、町内の各自治会組織を通じ、自主防災組織の組織化及び育成に努めると
〔飯綱防5〕

とともに、要配慮者の把握と、日ごろの防災教育の推進を図る。

[住 民]

孤立が予想される地域の住民は、組織結成に対して積極的に参加するよう努める。

5 避難所の確保

町は、孤立予想地区に必ず一つは避難所があるように指定をし、避難所を確保しておく。また、その施設の安全性の確保については、十分な対策を講ずる。

6 備 蓄

備蓄計画については、本章第13節「食料品等の備蓄・調達計画」によるが、災害時は、家屋等に被害を受けた住民に対する救援活動を優先せざるを得ないという現実に鑑み、住民個々の被災が少なく、道路の寸断により孤立するという事態においては、可能な限り生活を維持できるよう、備蓄について各人が配慮するよう指導する。

町は、避難所等への分散備蓄について配慮する。

[住 民]

(1) 孤立が予想される地域の住民は、平常時から備蓄について配慮する。

(2) 観光・宿泊施設等においては、孤立した滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を行う。

第13節 食料品等の備蓄・調達計画

総務課 保健福祉課

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保する上で食料の備蓄・供給は重要であり、住民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも3日間、可能な限り1週間は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

町は、食料を持ち出しできない者等を想定して必要量を定め、食料の備蓄を実施する。

第2 計画の内容

1 食料品等の備蓄・調達体制の整備

- (1) 町は、第1編第5節「被害想定」の被害想定結果に基づき、地震発生1日後の食料不足数(4,630食)の食料備蓄を目標に整備する。
- (2) 町は、食料を持ち出しできない被災者等へ供給するため、調理を要しないか、又は調理が容易な食品を中心に、非常用食料(現物備蓄)を備蓄する。
- (3) 町は、備蓄に当たっては、数箇所に分散して備蓄するものとし、定期的に保存状態、在庫の確認等を行い、必要に応じて備蓄品の更新を図る。
- (4) 町は、災害時に県による備蓄・調達品の円滑な活用が図れるよう、あらかじめ県と備蓄品目及び数量の情報共有を図るとともに、供給要請体制を整えておく。
- (5) 町は、「長野県市町村災害時相互応援協定書」(資料4-2参照)等による他の市町村等からの災害時の食料調達体制を整備する。
- (6) 初期の対応に必要な量の食料品等を備蓄するほか、食料品等の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。
- (7) 平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

2 家庭内備蓄の推進

町は、防災訓練の機会等を通じ、食料備蓄の重要性について周知するとともに、住民が発災直後から最低でも3日間分、可能な限り1週間分の食料を自ら備蓄するよう、十分に啓発する。また、周知啓発に当たっては、自主防災組織の活用も図る。

また、高齢者用、乳児用等の食料品は供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた食料備蓄が行われるよう、指導する。

○備蓄品の目安：一人当たり最低でも3日間分、可能な限り1週間分

乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等の調理が不要又は調理が簡易なもの

3 食料品等の供給体制の整備

- (1) 町は、備蓄食料等を円滑かつ速やかに供給するため、災害の状況、避難所の開設状況、被災者数等を的確に把握できる情報収集体制を整備する。
- (2) 町は、食料供給を円滑に行えるよう、調理を要しないか、又は調理が容易で食器具等が付属した食料品の備蓄に配慮するほか、炊飯器具（なべ・釜）、食器類（茶わん・はし）、調味料（味噌・塩）等についても整備するよう努める。
- (3) 町は、救援食料の集積場所（資料5-1参照）及び輸送方法等を定めておき、必要に応じて施設の整備を行う。
- (4) 町は、炊き出し実施場所を定めておくとともに、日赤奉仕団や自主防災組織等実施に当たっての協力団体等と協議を行い、円滑な食料供給ができるようにする。

第14節 給水計画

建設水道課

第1 基本方針

飲料水の確保については、取水可能な水源等に浄水装置を設置する等により、緊急時調達体制を整える。また、各施設の維持管理に努めるとともに、常日ごろより水質等の検査を行い、災害時に備える。

このほか、町は被災を最小限に止めるため、事前に施設の災害に対する安全性の確保を進めるとともに、浄水装置、給水タンク等の確保を図り、飲料水の供給に備える。

また、本町での供給が困難な場合は、相互応援協定等により被災していない市町村からの応急給水の支援を受けて、飲料水の確保を図れるようにしておく。

第2 計画の内容

1 飲料水等の備蓄・調達体制の整備

- (1) 町は、配水池等容量の増強、緊急遮断弁の設置など計画的な施設の更新を行い、施設の災害に対する安全性の確保等の整備を行う。
- (2) 町は、予備水源、予備電源の確保を行う。
- (3) 町は、プール等飲料水以外の貯水状況の把握を行う。
- (4) 町は、町内の井戸の利用状況及び水質の状況を把握するとともに、災害時協力井戸の登録を図る。

2 飲料水等の供給計画

- (1) 町は、給水源の確保、供給量の見直しを行う。
- (2) 町は、被災範囲、被災状況、給水拠点の想定を行う。
- (3) 町は、浄水装置、給水タンク、ポリタンク、ポリ袋の確保を行う。

[住民]

- (1) ふろの残り湯の活用を習慣づける。
- (2) ボトルウォーター等による飲料水の備蓄に努める。
- (3) ポリタンク等給水用具の確保を行う。
- (4) 自家用井戸等について、その維持、確保に努める。

第15節 生活必需品の備蓄・調達計画

総務課 保健福祉課

第1 基本方針

災害時の生活必需品の確保については、住民自ら行うことが有効であり、住民の防災意識を高め、最低限の必要品については緊急用品として準備するよう普及・啓発に努める。また、最低限必要となる生活必需品について、町による備蓄・調達体制を整備する。

なお、生活必需品の調達には流通業者等の協力が不可欠であり、その協力を得て調達可能な物資の量の把握を行うなど、調達体制の整備に努める。

第2 計画の内容

1 生活必需品の備蓄・調達体制の整備

(1) 備蓄・調達目標の設定

町は、県防災計画に基づき、次の被災者を想定し、備蓄・調達体制整備の目標とする。

備蓄・調達目標	人口の5%相当（町人口約10,000人に対し500人分）
---------	------------------------------

(2) 災害時の主な生活必需品

町は、次の品目について、備蓄・調達体制を整えるものとする。

- ・寝具（タオルケット、毛布等）
- ・衣類（下着、靴下、作業衣等）
- ・炊事道具（なべ、包丁、卓上コンロ等）
- ・身の回り品（タオル、生理用品、紙おむつ等）
- ・食器等（はし、茶わん、ほ乳びん等）
- ・日用品（せっけん、ティッシュペーパー、携帯トイレ、トイレットペーパー等）
- ・光熱材料（マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等）

(3) 備蓄・調達体制の整備

ア 町は、備蓄・調達目標に基づき、具体的な備蓄品目、備蓄量を定め、町による現物備蓄を行うとともに、協定の締結等による町内流通業者等の在庫活用を図るなど、備蓄・調達体制を確立する。

イ 町は、備蓄に当たっては、数箇所に分散して備蓄するものとし、定期的に保存状態、在庫の確認等を行い、必要に応じて備蓄品の更新を図る。

ウ 町は、災害時に県による備蓄・調達品の円滑な活用が図れるよう、あらかじめ県への供給要請体制を整えておく。

エ 町は、「長野県市町村災害時相互応援協定書」（資料4-2参照）等による他の市町村等からの災害時の物資調達体制を整備する。

2 家庭内備蓄の推進

町は、住民に対して、1(2)に示した生活必需品のほか、最低でも3日間分、可能な限り1

週間分の食料、飲料水等の備蓄を図り、避難に備え非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行う。

3 生活必需品の供給体制の整備

- (1) 町は、災害発生後に備蓄分の生活必需品の迅速な供給を行うための、被害状況に応じた調達必要数の把握方法を事前に整備する。
- (2) 町は、生活必需品の集積場所及び供給するための輸送手段の確保・整備を図る。

第16節 危険物施設等災害予防計画

総務課

第1 基本方針

大規模災害等により危険物施設等に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、町は、自主保安体制の強化、緩衝地帯の整備等、安全性の向上を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。

第2 計画の内容

1 危険物施設災害予防計画

危険物貯蔵所及び取扱所においては、風水害等発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の風水害に対する安全性の確保及び防災応急対策用資機材の備蓄を図るとともに、自衛消防組織の充実強化、保安教育及び防災訓練の実施等、保安体制の強化を図る。

町は、長野市消防局の指導・協力を得て、危険物貯蔵所、取扱所及び化学実験室等を有する学校、企業等多種類の危険物を保有する施設に対し、危険物収納容器等の転倒、落下、破損等による混触発火が生じないよう管理徹底を指導する。

(1) 規制及び指導の強化

ア 危険物施設（資料8-1参照）の設置又は変更の許可に当たっては、風水害等によって生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備等とするよう設置者（申請者）に対する指導を強化する。

イ 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、風水害発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。

ウ 立入検査において、危険物施設の維持管理、安全管理状況などに重点をおいて実施する。

(2) 自主防災組織の整備促進

ア 緊急時における消防機関等との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。

イ 危険物施設の管理者等関係者を対象に講習会などの保安教育を実施する。

(3) 化学的な消火、防災資機（器）材の整備促進

多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図るとともに、化学消火剤を保有する危険物施設、民間業者等の実態の把握に努める。また、危険物施設の管理者に対し、発災時における災害の拡大防止対策に必要な資機（器）材の整備、備蓄の促進について指導する。

(4) 相互応援体制の整備

近隣の危険物施設等との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立について指導する。

(5) 警察との連携

危険物施設の設置又は変更の許可をしたときは、警察に連絡をし、連携を図る。

2 その他危険物施設等災害予防計画

町は、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物・劇物保管貯蔵施設、放射性物質使用施設等の災害予防について、施設等の実態を把握するとともに、長野市消防局と協力して、関係機関、住民等に対して指導徹底する。

特に、本町の一部地域では大都市に向けた(株)INPEXパイプラインの都市ガス管が横断しており、新潟県中越沖地震災害での教訓を踏まえた対策を図っていく必要がある。

建設水道課

第17節 上水道施設災害予防計画

第1 基本方針

町は、水道施設・設備の安全性の確保については、施設の耐震性の強化、老朽施設の更新、緊急遮断の整備の他、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ非常用施設・設備が被災を受けにくいものにすることが必要である。これらについては、「飯綱町長期総合計画」に基づき、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。

第2 主な取り組み

老朽施設の更新、改良を行うとともに、施設の安全性の確保を図る。

第3 計画の内容

水道施設・設備の整備及び安全性の確保

1 現状及び課題

施設の耐震化、老朽施設の更新等を計画的に進めているが、施設の建設には多大な費用が必要となるため、施設整備が十分とは言えないのが現状である。

管路施設の耐震化については、被災時に断水が広範囲となる供給上重要な管路や災害拠点、医療機関あるいは避難所等へ給水する管路を主要管路と位置付け、優先的に耐震化を推進していくこととする。

また、ライフラインの確保として、他事業と調整し、緊急時連絡管等の整備が必要である。

水道事業者相互の応援体制については、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により他市町村及び他水道事業者へ応援を依頼することが可能であり、また、長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により、(公社)日本水道協会を通じて全国的に応援を依頼することが可能である。

2 実施計画

- (1) 施設の耐震化、老朽管の布設替並びに耐震性機材の採用により、整備の推進を図る。
- (2) 非常時において重要な役割を果たす施設・設備については、定期的な点検を実施し、非常時における作動確保を図る。
- (3) 発災時における職員の任務、配備、参集について定め、災害時の迅速な対応を図る。
- (4) 配水系統の相互連絡のブロック化を図る。
- (5) 水道事業者相互の緊急時連絡管の整備促進について検討する。
- (6) 応急復旧資材の備蓄を行う。
- (7) 避難所、病院等の災害時の拠点となる施設の情報を反映した水道管路図等の整備を行う。
- (8) 水質検査業務体制の確立

- (9) 非常用電源の確保（自家用発電機）
- (10) 净水場等の基幹施設の耐震化を推進する。
- (11) 基幹管路及び重要給水施設へ至る管路の耐震化を推進する。

第18節 下水道施設等災害予防計画

第1 基本方針

下水道（汚水）、農業集落排水施設、浄化槽等（以下「下水道施設等」という。）は、水道、電気、ガス等と並び、住民の生活に欠くことのできないライフラインの一つであり、万一被災した場合においても、ライフラインとしての機能を確保できる体制を整えておく必要がある。

このため、町は、「飯綱町長期総合計画」に基づき、施設の安全性の強化を図るとともに、被災時の緊急連絡体制の確立、応急資材の確保、復旧体制の確立を図る。

第2 計画の内容

1 下水道施設・設備の整備及び安全性の確保

(1) 施設の安全性の強化

- ア 下水道ストックマネジメント計画等により老朽管路の更新・更生を拡充する。
- イ 停電による各施設の稼動停止対策として、自家発電施設の整備とその整備点検を行い、また、その運転方法について関係者によく熟知させる。

(2) 下水道施設台帳等の整備

下水道施設等が大規模災害により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、下水道施設台帳等の整備が不可欠であり、適切な調製・保管に努める。また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速にデータの調査、検索等ができるように備える。

2 応急復旧体制の整備

(1) 災害対策要領等の整備

災害発生時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する。

(2) 協力体制の確立

- ア 工事施工業者及び電気機械施設業者名簿等を整備する。
- イ 災害時に備えて緊急措置の方法、土木・建築・機械及び電気の各施工業者並びに機械納入業者等の分担、連絡体制の確立及び動員計画等の整備に努め、関係者と連携してその体制をとる。
- ウ 他の周辺市町との連携協力体制及び広域応援体制について整備する。

(3) 復旧用資材等の整備・確保

下水道の機能を緊急的に確保するために必要な発電機、ポンプ等の緊急用・復旧用資材を計画的に整備、点検し、その保管場所、方法について検討する。

総務課

第19節 通信・放送施設災害予防計画

第1 基本方針

災害時においては、通信施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能又は混雑するおそれがある。このため町は、被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器の整備及び運用体制の確立に努める。

第2 計画の内容

1 緊急時のための通信確保

町は、有線・無線系及び地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備に当たっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮する。

また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておくこととする。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。

2 町防災行政無線施設の維持管理

(1) 保守点検及び整備

町は、災害時における正確な情報収集と住民への伝達を行うため、次の事項に留意して、保守点検及び整備を行う。

ア 同報系、移動系とも定期的に業者による保守点検を実施し、異常等が認められた場合はその都度修理を行う。

イ 基地局の予備電源装置を定期的に更新する。

(2) 設備機能の向上

ア 町は、今後、設備の更新を計画的に行い、町防災行政無線（資料11-1参照）の機能の向上を図る。

イ 町は、防災・生活関連機関、自主防災組織などで相互間通信を行うことのできる移動系の防災行政無線の整備について検討する。また、IP通信網やケーブルテレビ網等の活用を図り、通信施設については、風水害などに備えた災害予防対策を図る。

(3) 無線従事者の確保

町は、無線技士養成講習会等に積極的に参加し、無線従事者の資格を持った通信取扱者を確保する。

3 消防救急無線の活用

町は、長野市消防局より貸与されている消防救急無線機器を災害時の情報収集に活用するとともに、必要に応じて消防団に配備する無線機器により連携を図る。

4 県防災行政無線の維持管理

(1) 維持管理

町は、県をはじめ防災関係機関と災害時における迅速かつ的確な情報の収集・伝達を行うため、統制管理者による保守点検への協力、通信訓練への参加等により、無線機器の維持管理に努める。

(2) 県防災行政無線の活用

県防災行政無線には次のような特長があることから、町は、これを平常時から有効活用し、災害時のスムーズな運用を図る。

ア 回線統制

非常災害時には県庁（統制局）で通信の統制を行う。支部局と統制局間のホットラインの開設など即時に防災体制に切り替えることができる。

イ 一斉通報（音声又はFAX）

統制局及び支部局からは気象警報・注意報等の迅速な伝達が可能である。

5 電気通信施設災害予防

〔東日本電信電話（株）、（株）NTTドコモ、KDDI（株）、ソフトバンク（株）、楽天モバイル（株）〕

非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取り組みを推進することに努める。

また、確保器材災害に強い通信サービスの実現に向けて下記の施策を逐次実施する。

(1) 被災状況の早期把握

県及び市町村防災機関等との情報連絡の強化を図る。

(2) 通信システムの高信頼化

ア 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とする。

イ 主要な交換機を分散設置する。

ウ 通信ケーブルの地中化を推進する。

エ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

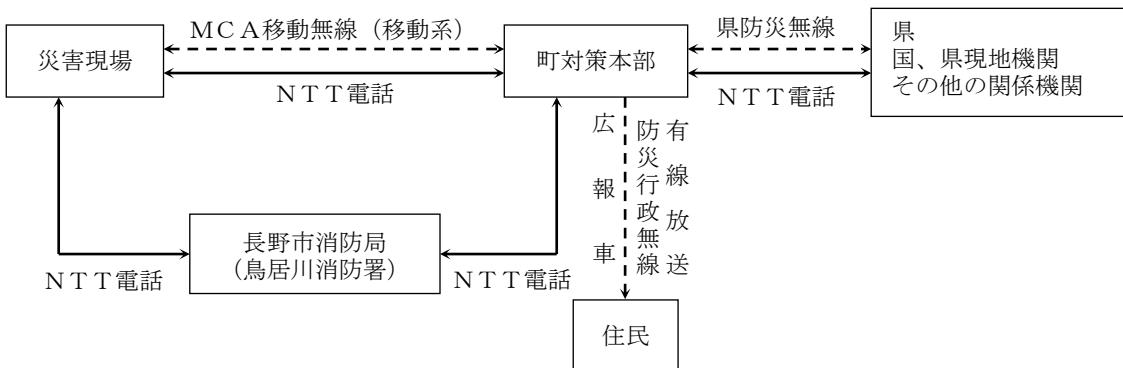
6 放送施設災害予防

〔放送各社〕

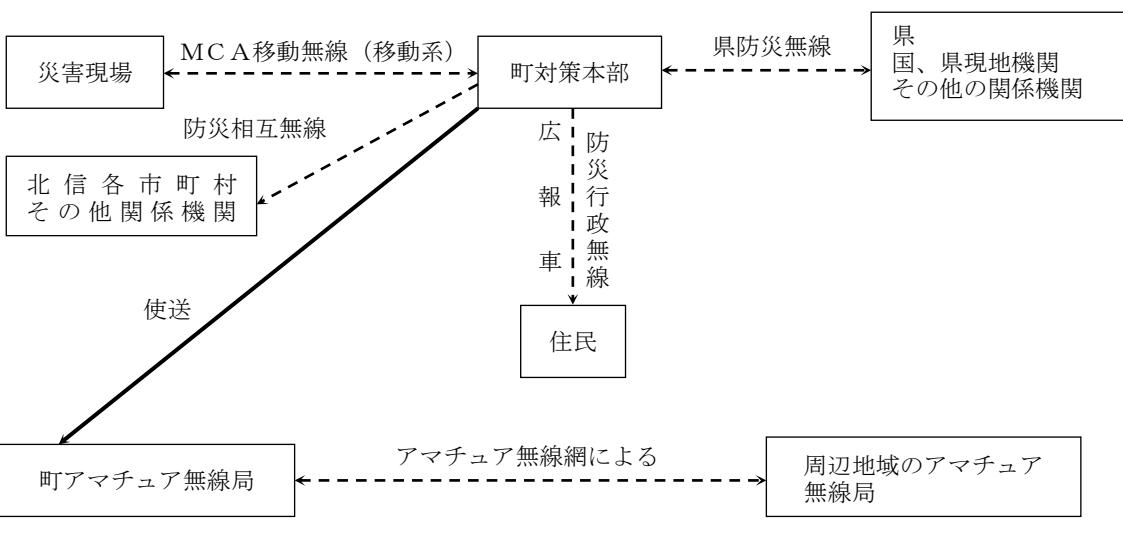
平常時から実施している災害予防対策に加えて、施設の補強、放送機器の落下・転倒防止等の対策を図る。

災害通信系統図

① 通常の災害（N T T電話等が使用できる場合）



② 大規模災害（N T T電話が使用できない場合）



第20節 電気施設災害予防計画

総務課

第1 基本方針

電気は、現代の社会生活にとって欠くことのできないエネルギー源であることから、県及び電気事業者は、災害に強い電気供給システムの整備促進、災害時を想定した早期復旧体制の整備を重点に、予防対策を推進している。

第2 計画の内容

1 施設・設備の安全性の確保

災害に強い電力供給システムを構築するとともに、二次災害防止を考慮した安全性を確保する。

〔中部電力パワーグリッド株式会社〕

変電設備、送電設備（架空送電線、地中送電線）、配電設備について、それぞれの技術基準等に基づいた耐災設計を行う。

2 職員の配置計画

通常業務で実施している監視体制のほか、災害時の被害状況把握と応急復旧のための職員配置体制を確立する。

〔中部電力パワーグリッド株式会社〕

社内において非常災害対策本部組織及び事務分掌を定め、職員の配置と任務分担を確立しておく。

3 関係機関との連携

電力会社との間において、情報収集系統を確立するとともに、平常時より連携を強化する。

(1) 町、県、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。

〔中部電力パワーグリッド株式会社〕

電力系統は、発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となって運用され、電力各社間も送電線で接続されている。

災害発生に備え、供給力の相互応援について連携体制を確立するとともに、復旧活動について関係各社と契約し、体制を整備しておく。

第21節 鉄道施設災害予防計画

企画課

第1 基本方針

鉄道施設は、輸送機関として重要な施設であり、新設や更新、補強の際には、災害の発生に対処するため、鉄道施設等の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう、綿密な整備計画に基づき予防措置を講ずるものとする。

また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的に点検、検査を実施し、保守、補強等の整備を計画的に推進するものとする。

第2 計画の内容

1 鉄道施設災害予防

災害の発生に対処するため、鉄道施設の新設、更新、補強の際には、防災強度に配慮した整備計画を推進するとともに、計画的な保守点検を実施し、安全性を確保するよう努める。

また、災害による鉄道の不通、運休などによる生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する。

町は、しなの鉄道(株)との間において、情報収集系統を確立するとともに、平常時より連携を強化する。

〔しなの鉄道(株)〕

(1) 施設・設備の安全性の確保

鉄道施設の点検整備は、定期検査によりすべての構造物の検査を実施している。また、気象条件等により設備の変状の有無を確認する必要が生じた場合には、不定期により検査を実施する。検査結果に基づく保守・補強・取替えなど計画的に実施する。

(2) 関係機関との連携

部内外機関及び協力会社との連絡を密にして、緊急時の協力体制を整備する。

第22節 災害広報計画

総務課 企画課

第1 基本方針

町は、災害時に有効な広報活動を行うための体制づくりを事前に行っておく必要がある。そのためには、被災者及び住民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制の整備、協定の締結等を行っておく必要がある。

第2 計画の内容

1 被災者及び住民等への情報の提供体制

災害時には、被災者及び住民等からの問い合わせ、安否情報の確認、要望、意見等が数多く寄せられることが予想されるため、町、県及び報道機関等は適切な対応が行える体制を整えておく必要がある。

これは、被災者及び住民等に対して的確な情報を提供する上から重要であると同時に情報の混乱を防ぎ、また職員が問い合わせに対する応答に忙殺され、他の災害応急業務に支障が出るというような事態を防ぐ上からも重要である。

また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

このため、町は、次の点についてあらかじめ体制を整備しておく。

- (1) 被災者及び住民等からの問い合わせに職員が専属で対応できるよう、職員体制及び専用電話、ファックス、パソコン（インターネット）の確保等について事前に定めておく。
- (2) 各課ごとの窓口及び電話対応職員を指定しておく。
- (3) 町から直接、被災者及び住民等に対する情報提供を行う手段として、Lアラート（災害情報共有システム）、防災行政無線、広報車、メール配信サービス、緊急速報メール、ホームページ、ソーシャルメディア等を活用し、各種の情報を提供できる体制の整備を検討するとともに、長期間の電力停止を想定した非常用通信電源の確保に努める。
- (4) 被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、住民への普及啓発に努める。
- (5) 日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

2 報道機関への情報提供及び協定

災害時には、報道機関からの取材の要請が、電話、直接のインタビュー等によりなされることが予想される。

報道機関に対する情報の提供については、あらかじめ対応方針を定めておく。

また、報道機関とはあらかじめ協定等を締結し、災害対策本部等からの報道要請の方法について定めておく。

- (1) 町は、取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情

報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行う体制とする。

- (2) 町は、災害時に放送要請の必要な事態が生じた場合に、速やかに行えるよう、放送要請の方法についての確認、訓練等を行う。

第23節 土砂災害等の災害予防計画

総務課 産業観光課 建設水道課

第1 基本方針

土砂災害等の未然防止と被害を最小限にとどめるため、町は、平常時から危険箇所を把握し、防災パトロールの強化を図るとともに、総合的・長期的な対策を講ずる。

特に、近年要配慮者利用施設が土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出ていた事例もあり、これらの施設が所在する土砂災害警戒区域等については、特に万全の対策が必要とされる。

また、近年土砂災害のおそれのある区域への宅地開発が進行する中で、開発区域が土砂災害を受ける事例が見受けられる。このような土砂災害を防止するため、土砂災害のおそれのある区域への宅地開発を抑制し、また、土砂災害のおそれのある区域からの住宅移転希望者を支援していく。

第2 計画の内容

1 地すべり対策

- (1) 町は、町域の土砂災害警戒区域（地すべり）について、県が行う地すべり防止対策事業に協力し、災害の未然防止に努める。また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」に基づく土砂災害警戒区域及び特別警戒区域は資料2-12のとおりである。町は、県と協力し、未指定の土砂災害警戒区域（地すべり）に対し、地すべり防止区域の指定を促進する。
- (2) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定める。
- (3) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとる。
- (4) 地すべり災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難又は避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。

2 山地災害危険地対策

町は、町域の山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区・地すべり危険地区・崩壊土砂流出危険地区）について、毎年県が実施している見直し調査に協力し、その調査結果を治山事業に反映させていく（資料2-6～2-8参照）。

3 土石流対策

町は、住民に対して「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」に基づく土砂災害警戒区域及び特別警戒区域（資料2-12参照）の周知、及び以下の警戒避難体制の確立を図る。

- (1) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定め

る。

- (2) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとる。
- (3) 土石流災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難又は避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。

4 急傾斜地崩壊防止対策

町は、崖崩れ災害を未然に防止し、被害を最小限にとどめるために、事前措置として、平常時から危険箇所の把握と防災パトロールを強化する必要がある。町は住民に対して「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」に基づく土砂災害警戒区域及び特別警戒区域（資料2-12参照）を周知するとともに、次の事項を実施する。また、農業用用排水路の危険箇所を調査し、県に対して土砂崩壊危険箇所の台帳整備を依頼し、土地改良事業に反映させていく（資料2-13参照）。

- (1) 防災パトロール等、情報の収集、天気予報及び気象警報・注意報等発令時の伝達、周知方法等について定める。
- (2) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとる。
- (3) 崖崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難又は避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。
- (4) 農業用用排水路について危険箇所を調査し、「土砂崩壊危険箇所台帳」を整備する。
- (5) 危険箇所については、必要に応じてその所有者、管理者、占有者に対して防災工事等の改善措置をとることを強力に指示する。

5 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等対策

町内においては、要配慮者利用施設が土砂災害警戒区域等に立地している（資料2-11参照）。これらの地域については、要配慮者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂対策の実施が必要である。

- (1) 町は、防災マップや研修会等の機会を通じて、要配慮者利用施設の管理者及び住民に対して土砂災害警戒区域等の周知を図っていく。
- (2) 町は、要配慮者利用施設周辺の自主防災組織や近隣居住者等の協力を得た避難誘導・搬送体制の整備について、関係機関と調整を図り、その推進に努める。
- (3) 町は、要配慮者利用施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。
- (4) 町は、梅雨時期や台風時期前に、要配慮者利用施設の管理者とともに、周辺の土砂災害警戒区域等のパトロールを行い、周辺の状況を把握することに努める。

6 住民への周知

町は、住民に対して、土砂災害全般に対する知識、危険箇所の性質、土地の保全義務、異常（前兆）現象、土砂災害警戒情報、その他注意事項を啓発するため、次のような措置を講ずる。

- (1) 土砂災害警戒区域及び指定緊急避難場所等の防災情報を掲載した土砂災害ハザードマップ等を作成し、各世帯に配布する。
- (2) 土砂災害を想定した防災訓練を実施する。

7 土砂災害警戒区域等の対策

- (1) 町は、住民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制の整備に努める。
- (2) 土砂災害特別警戒区域については、次の措置をとる。
 - ア 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進
 - イ 劝告による移転者又は移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保
- (3) 土砂災害警戒区域については、次の措置をとる。
 - ア 本計画において、土砂災害警戒区域ごとに以下の事項について定める。
 - (ア) 土砂災害に関する情報及び気象警報等の伝達方法
 - (イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路
 - (ウ) 土砂災害に係る避難訓練に関する事項
 - (エ) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮をする者が利用する施設の名称及び所在地
 - (オ) 要配慮者利用施設及び学校への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項
 - (カ) 救助に関する事項
 - (キ) その他警戒避難に関する事項
 - イ 土砂災害警戒区域ごとに警戒避難に関する上で必要な事項を記載した防災マップ等を作成し、住民等に周知する。
- (4) やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対して警戒避難体制の構築等について助言を行う。

〔住 民〕

- (1) 住民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく町長、警察官等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。更に土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるよう努める。
- (2) 土砂災害特別警戒区域には原則として要配慮者利用施設の新築等は行わないものとする。やむを得ず新築等を行う場合は、警戒避難体制等に関する事項について県、町に助言を求める。

第24節 防災都市計画

建設水道課

第1 基本方針

人口や産業の集中に伴い、住宅地や商業地における災害の危険性は増大しており、災害時における地域住民の生命、財産の保護を図り、安心して住めるまちづくりを推進する。

第2 計画の内容

1 防災空間の整備

- (1) 防災対策に資する効果的な公園・緑地の積極的な活用に努める。
- (2) 町道について、国・県道との連携を図りながら、避難路として必要な整備に努める。

2 防災性の高いまちづくりの推進

木造密集地や公共施設の整備の立ち遅れている地域を重点に、防災性の高いまちづくりを推進する。

第25節 建築物災害予防計画

総務課 建設水道課 教育委員会

第1 基本方針

強風又は出水等による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、町は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物、転倒物の防止対策及び敷地の安全性の確保・建築物の浸水対策を講ずる。

第2 計画の内容

1 建築物の風害対策

強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊、看板等の飛散・転倒を最小限に抑えるため、構造耐力上の安全性を確保し適切な管理を行う。

- (1) 町は、公共建築物について、屋根材、看板等の飛散・落下防止のための点検を実施し、必要に応じて改修を行う。
- (2) 町は、一般建築物について、屋根材、看板等の飛散・落下防止のための指導及び啓発を行う。
- (3) 町は、道路占用物について、落下・転倒防止のための指導を行う。
- (4) 町は、落下物、屋外設置物による被害の防止対策について普及・啓発を図る。
- (5) 町は、住民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

2 建築物の水害対策

出水による建築物の被害を最小限に抑えるため、土地の状況等に応じ盛り土等による建築物の浸水対策及び敷地の安全性の確保を講ずる。

町は、出水によるがけ地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域について、建築等の制限を行う等指導する。

3 文化財の風水害予防

文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

本町における指定文化財（資料13-2参照）のうち、建造物については、そのほとんどが木造であるため、風水害対策とともに防火対策に重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、併せて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。

また、建造物内には未指定の美術工芸品や文書等の文化財が存在している場合が多いため、その把握に努め、被災した文化財に対する応急措置に備えておく。

- (1) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。
- (2) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行う。
- (3) 区域内の文化財の所在の把握に努める。

(4) 被災した文化財に対する応急措置に関する連携体制を整えるとともに、必要な備品の配備を行う。

〔住 民〕

- (1) 建築物の所有者は、出水時における建築物の被害を防止するため、土地の状況等に応じ、盛り土等の必要な措置を講ずる。
- (2) 建築物の所有者は、宅地は脆弱な斜面を削って造成しないよう留意する。
- (3) 文化財の所有者は、防災管理体制及び防災設備の整備に努める。
- (4) 文化財の所有者は、建造物内にある文化財の把握に努める。

第26節 道路及び橋梁災害予防計画

産業観光課 建設水道課

第1 基本方針

町は、風水害で生ずる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等の妨げにならないよう、風水害に強い道路及び橋梁づくりを行い、安全性の確保を図るとともに、被災後の応急・復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し、平常時より連携を強化しておく必要がある。

第2 計画の内容

1 災害に強い道路及び橋梁の整備

風水害により、道路は落石、法面崩壊、道路への土砂流出、道路決壊、道路付帯施設・橋梁の破損、倒木による電柱等の破損、冠水等によって交通不能あるいは困難な状態になると予想される。この対策として各道路管理者並びに警察等関係機関は道路・道路施設及び橋梁について風水害に対する強化を図る。

(1) 町道等の整備

町は、「飯綱町長期総合計画」に基づき実施する道路及び橋梁の新設、架替、改良等の対策の中で、風水害に対する安全性に配慮した整備を行う。

また、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、今後橋梁の架け替えも含めた維持管理を行う。

(2) 施設の点検整備

町は、各施設の風水害に対する安全性の点検を実施し、緊急度の高いものから順次整備するとともに、県等関係機関へ整備について要望していく。

(3) 協力体制の整備

ア 町は、道路及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要があるが、町単独では対応が遅れるおそれがあるため、国、県、警察署、建設業協会等との事前の協力体制の整備に努める。

イ 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。

(4) 危険防止のための事前規制

ア 町は、気象・水象情報の分析により、町管理の道路及び橋梁に風水害の危険性が予想される場合、長野中央警察署等関係機関と連携し、危険防止のため事前の通行規制を実施し、未然に人的・物的被害を予防する。

イ 事前の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。

2 高速道路の災害予防

現在、本町を通過する東日本高速道路(株)管理の高速道路は、上信越自動車道の1路線である。

構造は、高架・橋梁・トンネル・土工部からなり、高架・橋梁などは道路耐久設計等に従い、地質・構造等の状況に応じて、災害等に耐え得るよう設計されている。

災害対策については、管理者である東日本高速道路(株)が日常の施設の点検調査とこれに基づく補修工事、及び耐久診断に基づく耐久補強を実施し、災害に強い施設の確保に努めている。

3 農道・林道の災害予防

次により予防対策に努める。

- (1) 定期的なパトロールに努め、危険箇所の把握を行う。
- (2) 計画的な道路改良を行う。特に、林道については、その立地条件から法面の崩壊、地すべり対策を行う。

4 関係団体との協力体制の整備

風水害により、道路・道路施設及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要がある。応急復旧は各道路管理者並びに警察の機関単独では対応が遅れるおそれがある。この対策として被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。また、応急復旧のために建設業協会等と事前に業務協定を締結しておき交通の確保を図る。

町は、国、県及び東日本高速道路(株)の道路管理者及び土地改良区等の関係団体との通報連絡体制の整備等、事前の協力体制の整備に努める。

建設水道課

第27節 河川施設等災害予防計画

第1 基本方針

町は、過去の災害の実績や堤防の強度等を勘案して、特に注意を必要とする地域として指定されている重要水防区域（資料2－9参照）を中心に堤防等の点検を行い、安全性の向上を図るために河川の整備を行う。

第2 計画の内容

1 県管理河川の災害予防

県管理の1級河川は、鳥居川をはじめ、住宅地や農地の中を流下しているため、洪水が発生した場合に影響が大きい。そこで、緊急性の高い箇所から順次河川改修が進められているが、さらに要改修箇所の要望をする等、関係機関と連携して安全性の確保に努める。

2 町管理河川の災害予防

町管理の河川については、流域の住宅地開発等により水害危険度が高まっているため、流域開発が進んだ箇所から優先的に改修事業を実施していく。

3 浸水想定区域内の災害予防

県管理の鳥居川、八蛇川、滝沢川、斑尾川については、浸水想定区域が示されている。降雨時においては、パトロール等により水位の情報を入手し、浸水の危険が迫ったら浸水想定区域の住民に情報伝達が行えるようにしておく。

第28節 ため池災害予防計画

産業観光課

第1 基本方針

大雨等により、町内の農業用ため池（資料3－2参照）が決壊した場合、下流の農地・人家・公共施設等にも少なからず被害が及ぶおそれがある。

このため、適切な維持管理や監視体制についてため池管理者を指導するとともに、豪雨に対する安全性の低い施設について防災工事を実施し、災害の発生を未然に防止する。

第2 計画の内容

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池について、優先して対策に取り組む。

1 緊急時の迅速な避難行動につなげる対策

ハザードマップの作成及び公表により、地域住民にわかりやすい防災情報を提供する。

2 施設機能の適切な維持・補強に向けた対策

防災重点農業用ため池の防災工事を推進するとともに、農業用水として利用されなくなったため池は、所有者等の合意を得た上で、廃止を促進する。

3 豪雨に対する対策

豪雨時に空き容量を確保するため、営農に影響しない範囲で、ため池の低水位管理に取り組む。

- (1) 町は、ため池の諸元、改修履歴等を明記した「ため池カルテ」を整備し、変更が生じた場合は、県に報告する。
- (2) 町は、ため池管理者等との緊急連絡網を作成する。
- (3) 町は、豪雨が予想される場合には、事前に点検を実施する。
- (4) 町は、ため池ハザードマップを作成し、住民に周知する。

産業観光課

第29節 農林水産物災害予防計画

第1 基本方針

風水害による農林水産物関係の被害は、水稻、果樹、野菜等の冠水・倒伏による減収、水田等の流失、ハウス・養魚場等生産施設の損壊や立木の倒壊・流失が予想されるとともに、農作物の病害虫発生や生育不良、家畜・水産物の斃死被害なども予想される。

町は、これらの被害を最小限にするための予防技術対策の充実と普及、適地適木の原則を踏まえた森林の整備等を推進する。

第2 計画の内容

1 農水産物災害予防計画

町は、風水害による農作物被害の軽減を図るため、農業農村支援センター、農業協同組合等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図る。周知すべき作物別の主な予防技術対策は次のとおりである。

(1) 水 稲

ア 強風が予想されるときは、水田はなるべく深水にし、倒伏予防を図る。

イ 水路の流れを良くし冠水を抑えるため、清掃及び障害物の除去に努める。

(2) 果 樹

ア 防風林又は防風施設を設置し、被害の未然防止に努める。

イ 支柱、トレリス、果樹棚等の補強をし、枝折れ、落果被害の防止に努める。

ウ 台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、浸水・滯水防止に努める。

(3) 野菜及び花き

ア 支柱のある作物は、支線の補強、防風ネットの設置等により未然防止に努める。

イ ハウスは、破損部の修理、支柱等の補強により倒壊を防ぐとともに、周囲に排水溝を設置し、浸水・滯水防止に努める。

ウ 風速30m／秒以上の強風が予想される場合は、支柱をねかせ、被覆フィルムは取り外す。

エ 台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、浸水・滯水防止に努める。

(4) 畜産

ア 家畜を少なくとも一週間以上飼養できる飼料・燃料などの在庫を確保する。

イ 停電時でも飼養管理、搾乳や生乳冷却を継続できるよう、地域又は経営ごとに非常電源を準備する。

ウ 施設の損傷・倒壊・浸水を防止するため、事前に施設を点検・補修する。

(5) 水産物

増水、濁水による養殖魚の斃死等が予想されるときは、取水制限、餌止め等により被害防止に努める。

2 林産物災害予防計画

風水害による立木の倒壊防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに、壮齢期の森林にあっては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立ての指導を行う。

林産物の生産、流通、加工施設の設置に当たっては、立地条件や排水施設の施工に留意する。

- (1) 町は、災害による立木の倒壊防止のため、町森林整備計画に基づき、適正な森林施業の実施により健全な森林づくりを推進する。
- (2) 町は、特に壮齢期の森林については、適正な本数密度になるよう、間伐等の実施を指導する。
- (3) 町は、県と連携し、林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。

第30節 二次災害の予防計画

第1 基本方針

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また、二次災害が発生する場合もあり、関係機関の平常時からの体制の整備が不可欠である。

また、倒木の流出による二次災害の危険性もあり、これに対する予防対策をあらかじめ講じておく必要がある。

第2 計画の内容

1 構造物に係る二次災害予防対策

林道は、緊急避難路や輸送道路として災害発生後に利用される場合もあるが構造上、土砂崩落等が起こる可能性もあるため、事前の対策を講ずる。

その他の道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、被災箇所の危険度を判定する基準等の整備に努める。

- (1) 町は、被災時に建築物の応急危険度判定を行う判定士の受入体制を整備する。
- (2) 町は、重要施設については、あらかじめ位置等を十分把握しておくとともに、施設の点検作業が速やかに実施できる体制を整備しておく。
- (3) 町は、被災時に落石等の状況や盛土、トンネル及び橋梁等の点検が速やかに実施できるようあらかじめ体制を整備しておく。
- (4) 町は、林道については、土砂崩落危険箇所の改良及び危険を周知するための標識の設置を推進する。

2 危険物施設等に係る二次災害予防対策

町は、長野市消防局の指導・協力を得て、消防法に定める危険物施設の二次災害の発生及び拡大を防止するため、次に掲げる対策を実施する。

- (1) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- (2) 立入検査の実施等指導の強化
- (3) 防災応急対策用資機材等の整備についての指導
- (4) 自衛消防組織の強化についての指導
- (5) 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

3 倒木の流出対策

豪雨災害時には、渓流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合があるため、町は、次に掲げる事項を事前に把握し、住民への周知、警戒避難体制の整備に努める。

- (1) 橋梁の高さ、河川の幅、水の流れ方、河川の勾配、河川の段差等を地域ごとに調査し、事前に把握する。
- (2) 現在工事中の箇所及び危険箇所等、二次災害の発生が考えられる箇所を事前に把握する。

(3) 町管理河川に倒木等がある場合は、撤去を行う。県管理河川の場合は県に撤去の依頼をする。

4 山腹・斜面及び渓流並びに施設に係る二次災害予防対策

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び渓流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のため、町は、それら災害が発生するおそれのある箇所（土砂災害警戒区域等）をあらかじめ把握しておくとともに、緊急に点検実施できるよう体制を整えておく。また、同時に、情報収集・警戒避難体制の整備も図る。

第31節 防災知識普及計画

総務課 住民環境課 保健福祉課
教育委員会

第1 基本方針

「自らの命は自らが守る」のが防災の基本であり、町、県及び防災関係機関による対策が有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など住民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全を守るために適切な対応をとることが重要である。また、広域かつ甚大な被害が予想される大災害に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。

町は、災害文化の伝承や体系的な教育により、住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成、地域の総合的な防災力の向上に努める。併せて、防災上重要な施設の管理者等、学校、町職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。

第2 計画の内容

1 住民・自主防災組織・企業等に対する防災知識の普及活動

災害時に、自らの安全を守るためにどのような行動が必要か、要配慮者に対しては、どのような配慮が必要かなど、災害時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめるうえで重要である。

現在も各種の研修、訓練、講演会等の取組みや、広報活動がなされているが、今後は、防災マップの作成・配布、マイ・タイムライン（台風の接近等によって、風水害が起こる可能性がある時に、住民一人ひとりの生活環境等に合わせて、「いつ」「何をするか」を時系列で整理した自分自身の防災行動計画をいう。以下同じ。）の普及等、より実践的な活動を推進する。

また、企業等に対する防災知識の普及に努める。

(1) 一般啓発

ア 啓発の内容

(ア) 最低でも3日間分、可能な限り1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油

(イ) 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

(ウ) 警報等や、避難指示等の意味や内容

(エ) 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動

(オ) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸すことなく適切な行動をとること

(カ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等

の確認

- (キ) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (ク) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- (ケ) 台風、集中豪雨、洪水、土砂災害、山地災害に関する一般的な知識
- (コ) 「自らの命は自らが守る」という「自助」の防災意識
- (サ) 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識
- (シ) 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動に関する知識
- (ス) 正確な情報入手の方法
- (セ) 要配慮者に対する配慮
- (ソ) 男女のニーズの違いに対する配慮
- (タ) 指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識
- (チ) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (ツ) 各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識
- (テ) 各地域における風水害のおそれのない適切な指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路に関する知識
- (ト) 必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを生かした避難活動
- (ナ) 避難生活に関する知識
- (ニ) 平常時から住民が実施し得る、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害時における応急措置の内容や実施方法
- (ヌ) 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について
- (ネ) 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて
- (ノ) 浸水想定区域に関する知識

浸水想定区域については次の事項を記載した洪水ハザードマップを作成し、住民等へ配布する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、ホームページ等での情報提供も行う。

 - a 避難の確保を図るため必要な事項
 - b 要配慮者が利用する施設で特に必要な施設の名称及び所在地

(ハ) 土砂災害警戒区域に関する知識

土砂災害警戒区域については次の事項を記載した防災マップを作成し、住民等へ配布する。また、ホームページ等での情報提供も行う。

- a 土砂災害に関する情報の伝達方法
- b 指定緊急避難場所及び指定避難所に関する事項
- c その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項

(ヒ) 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

(フ) 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

(ヘ) 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

(ホ) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止・大規模広域避難等に関する総合的な知識の普及に努める。

イ 啓発の方法

(ア) 防災マップ、広報紙、地区別防災カルテ、パンフレット、ポスター等の利用

なお、防災マップ、ハザードマップに当たっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定する。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知する。

また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立ち退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立ち退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え、マイ・タイムラインの作成方法等について、普及啓発を図る。

なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえで、るべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努める。

また、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等多様な避難が選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

(イ) 住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを生かした避難活動を促進する。

(ウ) 映画、ビデオテープ、DVDの利用

- (エ) 広報車、防災行政無線の利用
- (オ) 講演会、講習会の実施
- (カ) 社会教育その他各種団体等の集会等を通じての周知
- (キ) 各種報道機関を通じての周知
- (ク) 音声・文字情報、拡大文字の使用等要配慮者にも配慮した周知
- (ケ) 防災訓練の実施
 - a 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。
 - b 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

(2) 社会教育を通じての啓発

町及び教育委員会は、社会教育の拠点である公民館活動等を中心として女性団体、P T A、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。また、きめ細やかな防災情報を把握できるよう、地区別防災カルテの作成に対する協力について指導を行う。

ア 啓発の内容

住民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

イ 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。また、文化財等を災害から守り後世に継承するため、文化財巡視活動、文化財保護強調週間や文化財防火デーの実施等を通じ、防災指導を行い、防災知識の普及を図る。

(3) 企業への啓発

町は、企業職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動を行うとともに、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスを行うよう努める。また、事業所における災害対策として、おおむね次の事項について指導する。

ア 倒れたり、落下するおそれのある看板、ガラス窓などは、できるだけ早く改修するとともに機械類、事務機、ロッカー等は、動かないように壁や床に固定する。

イ 消火や避難のための施設や設備は、常時使用できるように点検・整備する。

ウ 救急医薬品や食料品等の非常用品をあらかじめ準備する。

エ 事業所間の情報伝達体制、消火活動の応援協力体制を整備する。

オ 従業員に対し、消火器の使用方法、避難等についての訓練を実施する。

(4) 防災知識の普及における要配慮者への配慮

防災知識の普及を図る際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制

が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者を受け入れている施設、旅館・ホテル、駅等不特定多数の者が利用する施設の管理者の災害時の行動の適否は、非常に重要である。

したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく。

町で管理している防災上重要施設については、その管理者等に対して災害時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。

3 学校等における防災教育の推進

小学校、中学校及び保育園（以下この節において「学校等」という。）において幼児及び児童・生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成するうえで重要である。

そのため、体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行ったうえで、学校等における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、学級活動等をとおして、防災教育を推進する。

- (1) 学校等においては、大規模災害にも対応できるように町その他関係機関と連携したより実践的な防災訓練の実施に努める。
- (2) 消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。
- (3) 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して次の事項等について指導を行い、安全に行動できる態度や能力を養う。
 - ア 防災知識一般
 - イ 避難の際の留意事項
 - ウ 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法
 - エ 具体的な危険箇所
 - オ 要配慮者に対する配慮
 - カ 消火器の使い方等
- (4) 中学校の生徒を対象に、応急救護の実践的技能修得の指導を行う。
- (5) 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。

4 町職員に対する防災知識の普及

職員として的確かつ円滑な防災対策を推進するために、防災関係の職員はもちろん、それ以外の職員に対しても、次の事項について研修会等を通じ教育を行い、防災知識の普及を図っていく。

- (1) 気象災害に関する基礎知識

- (2) 災害の種別と特性（災害対策関係法令等の研修）
- (3) 飯綱町地域防災計画と町の防災対策に関する知識
- (4) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 職員として果たすべき役割（災害対策本部の組織及び事務分掌の周知、夜間・休日等における動員計画及び配備体制等の周知）
- (6) 家庭及び地域における防災対策
- (7) 防災対策の課題

各課等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれ定められた事項について職員の教育を行う。

5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承

過去に起こった大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。

また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

さらに、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。

第32節 防災訓練計画

全 部

第1 基本方針

災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害時に適切な行動をとることが必要であるが、そのためには、災害時の具体的な状況を想定した、日ごろからの訓練が重要である。災害時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。

特に、防災関係機関と連携した各種訓練を実施することは、各機関との連絡調整、指揮命令系統の統一等、連携体制の確立のため不可欠である。

第2 計画の内容

1 訓練による連携強化

町は、次により住民及び防災関係機関との連携強化を図る。

(1) 住民間の連携

ア 防災訓練等を機会として、地域内で防災について協議し、災害時の具体的な対応と協力体制を確認する。

イ 防災訓練等を機会として、自主防災組織の育成のため、各区で災害時の役割分担等について協議する。

(2) 防災関係機関の連携

ア 県との連携

県と町の連携を強化するため、通信訓練を中心とした連絡調整の訓練を行い、災害時における連絡手段、連絡先、要請内容等を相互に確認する。

イ 市町村間の連携

「長野県市町村災害時相互応援協定書」（資料4-2参照）に沿った応援活動訓練が実施できるよう努める。

ウ 公共機関、公共的団体との連携

総合防災訓練を機会として、各公共機関等の防災対策を相互に確認し、災害時における連絡手段、連絡先、要請内容等を相互に確認する。

エ 防災上重要な施設の管理者との連携

各施設の防災訓練を通じて、施設の規模、構造や施設の安全対策について周知徹底を行い、災害時における連絡手段、連絡先、要請内容等を相互に確認する。

2 総合防災訓練

防災関係各機関合同の訓練とし、災害時における消防、救出、救護、避難、通信、道路復旧等の効果的方策を検討するとともに、住民、事業所、学校等の参加を求め、災害時における避難、初期消火などを体験できる実践的な訓練とする。その際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違

い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

(1) 実施時期

防災の日（9月1日）を含む、前後1週間を目安に実施する。

(2) 実施場所

町内全域において行うが、訓練効果を考慮し、毎年重点訓練地区を設定する。

(3) 被害想定

あらかじめ災害の想定を行い、予想される事態に即応した応急活動訓練を実施する。

(4) 実施方法

3 (1)～(9)の訓練を中心として、マンネリ化防止のため新しい訓練を取り入れるなど、訓練内容を工夫して実施する。

3 その他の訓練

町は、必要に応じ、次の訓練を行う。

(1) 消防訓練

消防活動の円滑な遂行を図るため、次の訓練を行う。

ア 夜間、冬期、水利確保が困難な地域等様々な条件下での出動訓練、火災防ぎよ訓練

イ 消防団幹部による図上想定訓練

ウ 長野市消防局と消防団との合同訓練

エ 住民による初期消火訓練

オ 火災警報伝達訓練

カ 避難誘導訓練

(2) 災害救助・救護訓練

救助・救護を円滑に遂行するため、防災関係機関と連携して、あらかじめ災害の想定を行い、次の訓練を実施する。

ア 医療救護・人命救助訓練

イ 炊き出し訓練

ウ 給水訓練

(3) 通信訓練

災害時に円滑な防災関係機関間の通信が行えるよう、次の訓練を実施する。

ア 非常通信協議会等の協力を得た防災相互波による遠隔地からの情報伝達、感度交換訓練

イ 町防災行政無線の可搬局との定期的な感度交換訓練

ウ 長野市消防局と消防団を結ぶ無線の通信訓練

エ 「長野県防災行政無線運用規定」に基づいた通信訓練

(4) 避難訓練

ア 総合防災訓練等において、各地域内で予想される災害（洪水、土石流、山崩れ、地すべり、崖崩れ等）を想定し、その災害に対する地域内での避難経路、避難場所での訓練を実施する。その際、要配慮者に配慮した訓練となるよう努める。

イ 学校、事業所等において、建造物内の人命保護等を目的とした避難訓練を隨時実施する。

(5) 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

- ア 災害時における職員の迅速かつ円滑な活動体制の確立を図るため、非常参集及び町災害対策本部の組織編成に基づく本部の設置運営訓練を行う。
- イ 被害状況を図面上で想定した本部員による図上訓練の実施について検討する。
- ウ 抜き打ち的な職員非常参集訓練の実施について検討する。

(6) 情報収集及び伝達訓練

災害時における情報の収集及び伝達が迅速かつ的確に実施できるよう、次の訓練を行う。

- ア あらかじめ想定した被害に応じた各部・班の情報収集訓練
- イ 住民等への情報伝達、避難誘導訓練
- ウ アマチュア無線局との情報伝達訓練

(7) 水防訓練

訓練効果を考慮し、風水害の発生が予想される時期前に実施する。

- ア 長野建設事務所の協力を得て、土石流災害の基礎知識や気象天気図の知識等水防知識の習得を図るとともに、重要水防区域や水防上重要な施設について周知徹底を図る。
- イ 消防団による水防工法の実地訓練を行う。

(8) 広域防災訓練

災害時に、広域応援協定の内容が的確に実行され、かつ協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練の実施について検討する。

(9) 複合災害を想定した訓練の実施

地域特性に応じた複合災害（同時又は連續して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定した机上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

〔住民及び自主防災組織〕

住民及び自主防災組織は、町総合防災訓練に参加する。また、町、関係機関等が実施する訓練に積極的に参加するよう努める。

〔事業所等〕

事業所等は、自ら訓練を実施するとともに、町、関係機関等が実施する訓練に積極的に参加するよう努める。

4 実践的な訓練の実施と事後評価

町は、訓練の実施に当たって、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をし、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。また、次回以降の参考とするとともに防災計画、防災体制の見直しを図るため、訓練実施後に訓練成果をとりまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる。

(1) 実践的な訓練の実施

- ア 訓練の目的を具体的に設定する。
- イ 被害の想定を明らかにする。
- ウ 避難行動要支援者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あらかじめ設定した訓練効果が

得られるように訓練参加者、使用する器材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行う。

エ 参加者自身の判断が求められ、災害時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとする。この際各機関は、救援活動等の連携強化に留意する。

オ 災害対策業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

カ 学校、自主防災組織、民間企業、N P O ・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努める。

キ 避難行動要支援者避難個別支援計画による防災訓練を実施し、地域の支え合う力を常に發揮できるよう努める。

ク 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するよう努める。

(2) 訓練の事後評価

ア 防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

イ 必要に応じて他の関係機関へ要望を行う。

全 部

第33節 災害復旧・復興への備え

第1 基本方針

町は、災害廃棄物の処理を円滑かつ迅速に行うため、建築物の耐震化等に努めるとともに、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の整備に努める。また、災害発生後、円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制、災害復旧用資材の供給体制及び罹災証明書の発行体制を整備する。

なお、災害対策及び災害復旧のための財源の確保を行い、的確な運用を図る。

第2 計画の内容

1 災害廃棄物の発生への対応

- (1) 災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努める。
- (2) 大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の整備に努める。また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性確保を図る。
- (3) 災害廃棄物対策指針等に基づき、県の災害廃棄物処理計画と整合した災害廃棄物処理計画を策定する。
- (4) 災害時に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。
- (5) 県と連携し、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

2 データの保存及びバックアップ

災害からの復興には、戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面等のデータが必要となる。

これらのデータが、災害により消失しないように、また消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う。

(1) データの保存

町は、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておく。

(2) バックアップ体制の整備

町は、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。また、町で保管している公図等の写しの被災の回避のための手段を講ずる。

3 罷災証明書の発行体制の整備

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

4 基金の積立

町は、災害時に備え、財政調整基金の維持、運用を図る。

第34節 自主防災組織等の育成に関する 計画

総務課

第1 基本方針

災害発生時に、被害の防止又は軽減のために、住民の自主的な防災活動が町や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要である。

また、自主防災組織の平常時における活動を通じた地域の連帯感の強化も期待され、今後自主防災組織の結成及び育成を積極的に行っていく必要がある。

第2 計画の内容

1 自主防災組織の育成

町は、自主防災組織が未結成の地域に対しては、防災知識の普及啓発活動と合わせて組織の結成への働きかけを行うとともに、平日の昼間に地域の防災活動の中心となることが期待される地元事業者、農林漁業者、家事専従者等及び事業所等に対しても防火管理者を主体とした防災組織の結成を図る。

2 自主防災組織の活動内容

(1) 平常時の活動

- ア 災害に対する日ごろの備えや、発災時の的確な行動等防災知識の普及
- イ 地域に適応した避難、救護、初期消火等の自主的な訓練の実施
- ウ 地域の安全点検（建物、危険箇所等）
- エ 災害の種類に応じた避難場所及び避難路の検討と周知
- オ 要配慮者に関する情報の収集（プライバシーに対する配慮が必要）
- カ 防災資機材の備蓄及び整備・点検
- キ 家庭防災会議の推進

(2) 発災時の活動

- ア 情報の収集及び伝達
- イ 出火防止、初期消火
- ウ 避難誘導活動
- エ 救出救護の実施及び協力
- オ 炊き出し等の給食給水活動

3 活動環境の整備

町は、コミュニティ助成事業、市町村消防防災設備整備費補助事業等を活用し、自主防災組織の資機材の整備を進めていくとともに、自主防災組織が活動する場を確保するため、既存の施設（公園、広場等）を活用し、防災活動の拠点としての整備を進める。

4 組織の活性化

災害発生時に活発に行動ができる自主防災組織にするためには、組織をいかに活性化していく

くかが課題となる。町は、組織の活性化を図るため、リーダー等に対する教育、研修、地域住民に対する出前講座等を実施し、青年層、女性など多様な主体の組織への参加を促進し、組織の活性化を図るとともに、地域住民に対して自主的な防災活動の普及拡大を図る。

また、県が開催する研修等に参加し、自主防災組織等に対して育成強化を図ることができる体制づくりを進めるとともに、自主防災組織の活動が、男女共同参画の視点を反映した活動となるよう、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針（内閣府2013）」等に基づき、女性リーダーの育成及び女性の意思決定の場への参画等に努める。

なお、自主防災組織の育成、強化のために研修等を実施する場合には、男女共同参画の視点からの災害対応について理解を深める内容を盛り込む。

5 自主防災組織相互の連携

- (1) 町は、地域の自主防災組織間及び事業所等の防災組織との連携を図るため、協議会等を設置し、相互の連絡応援体制を確立するよう努める。
- (2) 町は、地域の自主防災組織の活動実態を把握し、地域の課題や防災活動の活性化を図り、発災時に機能する組織づくりを推進する。
- (3) 町は、自主防災組織と消防団の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

第35節 企業防災に関する計画

総務課

第1 基本方針

企業は、災害時、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など、多岐にわたる企業の果たす役割が求められている。

各企業において、これらの重要性を十分に認識し、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。

また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的な点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進する。

第2 計画の内容

1 現状及び課題

災害の発生時には、社屋や設備等の被災により企業活動が停止する可能性がある。活動停止から復旧に至るまでは、ある程度日数を要することが予想され、企業の経済的損失や地域経済に与える影響も大きくなる。また、火災、建築物の倒壊、薬液の漏洩などは周辺地域に与える影響も大きく企業の社会的損失も大きい。企業は、企業活動が停止したり、二次災害が発生することのないよう、あらかじめ各種災害に対処する企業の防災体制を充実する必要がある。

また、火災や建物倒壊、洪水などによる被害の拡大防止を図るために、地域住民等による自主防災活動が重要であることから、企業においても地域の一員として地域住民と共に積極的に防災活動に参加し、地域に貢献する姿が望まれる。

2 実施計画

- (1) 職員の住民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。
- (2) 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。
- (3) 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

〔企業が実施する計画〕

- (1) 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（B C P）の策定・運用に努める。
- (2) 強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊、看板等の飛散・転倒を抑制するとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフ

ラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。特に食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県、市町村等との協定の締結や、防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

- (3) 組織力を生かした地域活動への参加、自主防災組織との協力など地域社会の安全性向上への貢献に努める。
- (4) 防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策に努める。
- (5) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。
- (6) 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

第36節 ボランティア活動の環境整備

保健福祉課

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、町、県及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。このため、町は、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲をもったボランティア、NPO・NGO及び企業等（以下「ボランティア関係団体」という。）の自主的支援を適切に受け入れ、協働による効果的な救援活動を行う必要がある。

また、ボランティアが必要な時に、必要なところで、必要な活動を行えるよう、町・県、社会福祉協議会、NPO等がそれぞれの立場で環境整備を図っていくことが必要である。

第2 計画の内容

1 ボランティアの事前登録

災害時において必要となるボランティア活動の内容は、炊き出し等の救援活動、情報の収集伝達、医療救護活動、要配慮者の介護、物資・資材の輸送配分等多種多様である。

こうした多様なボランティア活動が適時適切に行われるためには、ボランティアの所在、活動内容等を事前に把握しておく必要がある。

- (1) 町社会福祉協議会（町災害ボランティアセンター）においてボランティアの事前登録の推進を図る。
- (2) 町は、町社会福祉協議会（町災害ボランティアセンター）及び日本赤十字社等が行うボランティアの事前登録の推進について、住民に対する啓発普及を図る等その支援に努める。

2 ボランティア活動の環境整備

ア 災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、NPO・ボランティア等と協力して、災害時のボランティアとの連携の方法について検討し、速やかに始動できる体制を構築する。

イ 防災ボランティアの活動環境として、長野県災害時支援ネットワークと協力し、行政・社会福祉協議会・NPO等の三者連携により、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営、在宅避難者の支援等、被災者支援のための人材育成の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者のボランティアニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

ウ 社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努める。

エ 社会福祉協議会と平常時から相互に協力し、防災訓練等を通じて、災害ボランティアセンターの設置・運営における連携体制を整える。

また、町は、災害時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会との役割分担等をあらかじめ定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。

3 ボランティア・N P O等関係団体間の連携

災害時においては、広範なボランティア活動が必要となることから、今後災害救援等のボランティア活動についての認識の共有化や各組織の活動分野、能力等の事前把握を行い総合的、効果的な活動が行えるよう、団体間の連携の強化を図っていく。

- (1) 災害時において必要となるボランティア活動の内容は多種多様であり、また、参加する団体も個人ボランティアを含め多種多様である。このため、町は、過去のボランティア活動の例を学習する等、ボランティアについての知識を深める。
- (2) 町は、長野県災害時支援ネットワーク、県内外の専門性の高いN P O等と連携し、ボランティア団体相互間の連携を深めるため連絡会議等の設置を推進する。
- (3) 町は、災害時を想定した訓練や研修の実施に努める。

4 ボランティアコーディネーターの養成

災害時における被災者のボランティアニーズは、広範かつ多量にわたることが予想される。これらのニーズを的確に満たすためには、ボランティアを適時適切に配置する総合調整が必要であり、こうした調整機能を担うボランティアコーディネーターの養成が必要となってくる。

- (1) 町は、県、社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部、長野県災害時支援ネットワーク等と協力し、ボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努める。
- (2) 災害時、ボランティアコーディネーターは自主防災組織とボランティアとの間を調整する役割も求められることが予想されるため、町は、自主防災組織育成の中で、地域のリーダーがコーディネーターの役割も担えるよう養成する。

総務課

第37節 風水害に関する調査及び観測

第1 基本方針

一般に災害の発生を予測することは難しいが、風水害は地震災害に比べれば、データの集積により災害発生の予測、被害規模の予測がある程度まで可能である。このため町は、国、県等と連携し、風水害に関するデータの集積及び情報の収集整理等を行う。

第2 計画の内容

1 データの集積

- (1) 町は、国、県等が行う観測施設の設置、調査研究等に積極的に協力し、町域のデータの累積に努める。
- (2) 町は、テレメーターによる雨量観測の実施について検討するとともに、データの分析、活用方法等について研究する。
- (3) 町は、観測施設から送られてくるデータの整理分析を行う。
- (4) 町は、過去の災害発生時の雨量、河川水位等のデータ及び被災状況等のデータを収集整理し、危険予測の基礎資料とする。

2 防災アセスメント

町は、地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、国・県等が実施した防災アセスメントの結果を本計画の中に活かすよう努める。

また、その被害想定結果を反映した災害予防計画の実施に努める。

第38節 観光地の災害予防計画

総務課 産業観光課

第1 基本方針

観光地の災害対策については、地理状況に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、地域住民による自主防災組織での応援体制の整備を図る。

また、近年増加している外国人旅行者について防災対策の一層の充実を図る。

第2 計画の内容

1 観光地での観光客の安全確保

- (1) 町は、観光地の自治組織、観光施設の管理者に働きかけ、自主防災組織を設置し、災害時の観光客への避難体制を整備する。
- (2) 町は、それぞれの観光地に起こりうる災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備や避難訓練を行う。

2 外国人旅行者の安全確保

- (1) 町は、災害時に外国人旅行者へ指定緊急避難場所や避難経路を周知するため、避難経路標識の簡明化、多言語化に努める。
- (2) 町は、関係機関、関係団体等と連携し、外国人旅行者に対する情報提供体制の整備に努める。
- (3) 町は、観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導体制の整備や非常用電源の確保を図る。

第39節 住民及び事業者による地区内の 防災活動の推進

総務課

第1 基本方針

町の一定の地区内の居住者及び事業者が、「自助」・「共助」の精神に基づき、町と連携して、自発的に地区における防災活動を担う例もあることから、これらの自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じて、コミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」の作成を推進し、地域の防災力向上に努める。

第2 計画の内容

町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

また、地区居住者の参加の下、地域防災力の充実強化のための具体的な事業に関する計画を定める。

なお、町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

〔住民及び事業所を有する事業者〕

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。